

厚 生 委 員 会

令和2年3月11日(水)

厚生委員会

日 時 令和2年3月11日（水）午前10時00分開会—午後3時49分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷崎、道工、坂原、反保、竹原、奥野

欠席委員 なし

傍聴議員 辻下、小川、和田、出口

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

松井しあわせ創造部長兼福祉課長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部理事兼住民課長

松本しあわせ創造部副理事兼保険年金課長

川井福祉課長兼保健センター所長

辻里生活環境課長

寺田子育て支援課長

井谷多奈川保育所長

南福祉課課長代理

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

先に、本日3月11日は、東日本大震災の発生から9年目を迎えます。

未曾有の大震災において亡くなられた方、愛するご家族を失われた方々に対し哀悼の意を表すために、地震発生時刻の2時46分に黙祷の放送が流れますので、2時40分ごろに暫時休憩をとりたいと思っております。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願い申し上げます。

それでは、議案第3号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。寺田課長。

寺田子育て支援課長 それでは、「令和元年度岬町一般会計予算（第7次）」についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をご覧ください。

15国庫支出金、1国庫負担金、児童福祉費負担金としまして95万5,000円の増額補正です。障害児通所支援費に充当いたします。

内容につきましては、歳出で説明いたします。補助率は事業費の2分の1です。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 続きまして、2国庫補助金、5総務費国庫補助金、戸籍住民基

本台帳費補助金としまして57万3,000円の増額補正でございます。

内容としましては、個人番号カード交付事業費補助金の増額補正で、個人番号交付事業補助金の交付上限見込額の通知に伴い計上しております。

なお、これにつきましては、歳出の個人番号交付事業に充当しております。補助率は10分の10でございます。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 16府支出金、1府負担金、児童福祉費負担金としまして47万7,000円の増額補正です。これも障害児通所支援費に充当いたします。

内容につきましては、歳出の項目で説明いたします。補助率は事業費の4分の1です。

以上、当委員会付託分の歳入合計は200万5,000円の増額補正です。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 続きまして、歳出についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費、個人番号交付事業費としまして、個人番号カード関連事務費負担金57万3,000円の増額補正でございます。

内容としましては、歳入でご説明いたしました個人番号カード交付事業費補助金の増額補正で、個人番号交付事業補助金の交付上限見込額の通知に伴い計上しております。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 次に、3民生費、社会福祉費、介護保険特別会計繰出金としまして228万8,000円の増額補正です。

内容は介護給付費の増加により、必要となる保険給付費のうち、町負担分を介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 続きまして、2児童福祉費、障害児通所支援費としまして191万円の増額補正です。

内容といたしましては、放課後等デイサービス、児童発達支援などの障害児通所給付費に係る利用料が当初見込みよりも増加したことに伴い補正をお願いするものです。

以上、当委員会付託分の歳出合計は477万1,000円の増額補正です。
松尾委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして質疑等ございませんでしょうか。

中原副委員長。

中原副委員長 今回の補正予算の中で増額補正とされている一つの要因として、障害児通所支援給付費の増加が挙げられるというふうに思います。

これは、いわゆる通称放課後デイと呼ばれているもので、この増額の要因、当初見込んでいたよりも人数が増えたということのようではございますけれども、当初の見込みが何人の利用で、何人増えたということによるものか、増加についてお尋ねをしたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 委員ご質問の件についてお答えいたします。

まず、児童発達支援につきましては、当初予算見込み時では8人を対象としておりました。現在では、6名の利用を見込んでおります。

しかしながら、金額的には利用の回数が増加しておりますので、金額は増加しております。

続きまして、放課後デイサービスです。予算見込み時には29人の利用を想定しておりました。現在は、28名の利用を確認しております。

こちら、利用率が上がっておりますので増加しております。

加えまして、保育所と訪問、こちらは予算時の見込で28人のご利用を予定しておりました。

それに対しまして、現在、15人の実利用者の人数を確認しております。ただし、金額的には増加しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 私、てっきり利用者数が増えたのかなと思っていたのですが、そういうことではなくて、利用率、サービスを受ける時間とか回数が増えたということのようですね、今のお話ですと。

私、余りこういう分野はちょっと明るくありませんで、参考までにお尋ねするのですが、どういうふうが増えていくことが起こってくるものなののでしょうか。

今起こっている増加の、もし傾向、利用の状況ということなのではと思いますが、もし、何か傾向があればお聞きしたいと思います。お願いできますか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 委員おっしゃいますように、今回、個人の利用の回数が増えたということが主な増額の原因となっておりますが、個人ごとの利用の回数の上限いっぱいに使われる方も出ていらっしゃいます。利用の回数が増えておりますので、こちらは全て個人の理由については申し訳ないのですけども、お尋ねしておりません。回数が増加していると理解しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 わかりました。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかの委員の皆さんで質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか

反対の方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 では、賛成で中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 今回、今お聞きをしました障がい児への利用の回数が増えているということに対する措置についてお尋ねをいたしました。適切なものというように認めるものであります。

この機会に、賛成の立場を表明すると同時に申し添えておきたいのが、今、新型コロナウイルスの感染予防、また学校の一律休校との関係で、放課後デイについても非常に負担が大きくなっているということが、これ全国的な傾向ですけれども、恐らく岬町でもそのようになっているであろうというように考えられます。

それで、国としては、一定の措置についても中身がころころ変わっていく面も否めませんが、一定の手当をしようというようになってきてはいますが、また今後、予算措置についても行政の側で対応していくことが多く出てくるのではないかなというように思います。

放課後デイから類するものとして、例えば学童保育の予算なんかも恐らく増額措置されるということが考えられますので、担当部局としては大変なところというように思いますけれども、今後もしっかりと必要な手立を打っていただくと同

時に、国に対しては、新型コロナの問題に関して、現場でかかってくる費用、また増額される分、休業補償等も含めてしっかりと要望していただきたいなということも申し添えておきたいと思います。

松尾委員長 ほかに討論に参加される方いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号は本委員会において可決されました。

議案第4号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。南課長代理。

南福祉課課長代理 委員会資料の3ページをご覧ください。

令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、介護給付費の増加に伴い、必要となる保険給付費について計上するものでございます。

また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上しております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しておるものでございます。

歳入についてご説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料としまして360万2,000円の増額、現年度分普通徴収保険料としまして40万円の増額補正です。

次に、4 国庫支出金、1 国庫負担金、介護給付費負担金現年度分としまして366万円の増額補正です。

次に、2 国庫補助金、現年度分調整交付金としまして112万1,000円の増額補正です。

次に、5 支払基金交付金、1 支払基金交付金、介護給付費交付金現年度分とし

まして494万1,000円の増額補正です。

次に、6府支出金、1府負担金、介護給付費負担金現年度分としまして228万8,000円の増額補正です。

次に、10繰入金、1一般会計繰入金、介護給付費繰入金現年度分としまして228万8,000円の増額補正です。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。委員会資料の4ページをご覧ください。

2保険給付費、1介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費としまして1,830万円の増額補正です。

内容としましては、居宅介護サービス給付費の増加によるものでございます。

以上、当委員会付託分計としまして、歳入歳出ともに1,830万円の増額補正でございます。

松尾委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 今回の介護保険特別会計補正予算の増額の理由としては、居宅介護サービスの給付費、これに尽きるということかというように思います。

この主立った要因についてお聞きしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 今回の補正予算増額の要因の主立った理由としまして、居宅介護サービス給付費の増額でございますが、その内訳としまして、通所リハビリテーション費が主なものとして増加しております。

こちらにつきましては、平成31年4月から医療保険制度の改正がございまして、従来、医療保険制度での給付であった通所リハビリテーションが、介護保険での給付となったためというのがございます。

こちらは、1人当たり5万円の、延べ246人分ということで、1,230万円の増額を見込んでおります。

その他としまして、給付として伸びているものが、訪問介護費、いわゆるホームヘルプサービスと訪問看護費、こちらは看護師による在宅ケアです。こちらのほうはおおむね伸びていまして、ホームヘルプサービスが1人当たり7万円の40人分で、280万円、訪問介護費につきましては、1人当たり5万円の、年間6

4人で320万円の増額を見込んでおりまして、それら三つの要因で1,830万円の増額を見込んでおります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 通所リハビリテーション費が医療保険給付から介護保険給付に振りかえられるというか、それは制度上、以前から決まっていたわけですが、そのことは見込まずに、ちょっと予測が立てにくいということもあったのかもしれませんが、予算のときは確か見込んでないということでしたね。

そうなりますと、医療保険給付の部分が単純にはいかないかもしれませんが、幾ばくかは減るといように考えられますね、松本課長。

保険料とかにも何か響いてきたりするのかな。でも、この程度の金額って大きいのですが、全体のパイからすると、それがどれぐらいの割合なのかなとか、保険料が上がったり下がったり、介護保険料も国民健康保険料も後期高齢医療もそんなのですが、そんな影響が出たりするのかしらとか、そういう疑問が湧いてきたりするのですが、そこまでの大きなものではないというように思ったらいいのでしょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 この医療保険制度の改正で、本来、医療保険制度側としましては減額となるこの部分が、本町で大体このぐらいの増減があるということですので、当然、大阪府全体というように考えますとそこその金額になってくるのかなというように思われます。

ただ、今年度の医療費自体がまだ確定されたものではないので、増えるか減るかというのは実際にこの年度が終わってみてどう変わるかというのを見た結果、どうかという話になるかとは思うのですけれども、確かに金額が大きくなればなるほど、当然、医療費に影響は出ますし、それについては保険料額にも多少なりとも影響は出るのかなというように考えます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 医療保険給付から介護保険給付に変わったことで、利用される方が、例えば、以前利用できていたのに利用できなくなるとか、そんな弊害は発生していないのでしょうか。

というのが、介護保険給付の場合は一定の単位の限度があるではないですか、

時間数とかの、介護度によって。

だから、そんなことで以前は利用できていたのに利用できなくなるとか、そんなことが発生してはいないかという不安が生じるのですが、そこはいかがでしょうか。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 従来、医療保険でリハビリテーション給付を受けておられた方が、制度が変わることによって受けられなくなるのではないかというご心配でございますが、こちらにつきましては町で調査をやっているわけではございませんので、何とも言いがたいところなのですけども、少なくとも4月以降、そういった形で窓口等へのお問い合わせ等はございませんので、恐らく今現在ではないと考えております。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は本委員会において可決されました。

議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算」について、本委員会に付託された案件を議題といたします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページから9ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 委員会資料の5ページですが、主に滞納分についてお聞きします。

節1の児童福祉費負担金ですね、学童保育保護者負担金滞納分。その下の学童保育おやつ代等滞納分。それから、その少し下の2児童福祉使用料の中で、保育料滞納分としてありますけど、これはもう何年分、いつからの分になるのでしょうか。また、何人分、何件分になるのでしょうか、回答をお願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 こちら、滞納分につきましてですが、少しお待ちください、資料を用意いたします。

滞納分につきまして、保育料滞納分が現在4件となっております。

そして、学童保育料につきましては、滞納の件数が1件となっております。

年度につきましては、一番古いものは平成18年度と確認しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その滞納分ですけど、これは回収とかいうのはどうなっているのでしょうか、その計画とといいますか、誰がどういうようにやるとかいうのがありましたら。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 回収につきましては、原課で行っておりますのが、まず郵便による督促。そして、児童手当等の給付月に現年度と滞納分もあわせまして分納いただいている方からは直接手当を手渡してから、改めて必要な金額を納めていただいております。

そしてまた、ご家庭にも直接赴かせていただいているような次第でございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 私が質問したのは3件ですけど、この3件分の滞納金は、今年、令和2年度で回収可能と見ていいのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 今年の滞納分につきましては、出納閉鎖期間ぎりぎりまで徴収に努力する予定をしておりますが、現状のところ、100%解消できるというのは、申し訳ございませんが宣言しかねます。

松尾委員長 そのほか、委員の皆さん質疑ないですか。中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料6ページの款16国庫支出金、項2国庫支出金の目1民生費国庫補助金の中で、節2に児童福祉費補助金というところがあるのですが、ここに、去年は次世代育成支援対策施設整備費交付金というのが設けられていたのです。

それで、そのお金は、一般質問でもちょっと時間がなくてあまり十分取り上げられませんでしたけれど、次の計画を作るためのお金なのかなと思って見ていたのですが、それはそれでそもそも合っているのかどうかということと、それから、今年度は、もし私が言っているような計画に充てるための交付金なのだとしたら、来年度は計上されていないということは、もう来年度はそのお金を使わないということなのかというか、プランを作るのは、大詰めはこれからかなと思っているのですが、大体のプランづくりの必要な事務については今年度で終了したというように思っているのか、ちょっと進捗状況も含めてこの機会にお尋ねをしたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田町子育て支援課長 委員お尋ねの次世代施設育成支援対策施設整備費の交付金につきましては、今回行いました子育て支援センターとこぐま園の防水工事、そちらのうち子育て支援センターの防水改修工事の分に充当した金額となっておりますので、委員おっしゃっていますプランとはまた別の、ハード整備に充当しております。

なお、新年度については改修予定はございませんので、エントリーしてございません。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 児童福祉使用料のところですか、保育料になるのですか、昨年9月定例会で0歳、2歳で第1子相当になる方何人かいらっやって、大体年間で840万円ぐらいかかるというように、個人負担がですね。岬町は3歳児以上を考えて厚い福祉されていますけれども、0歳、2歳で第1子認定の方の、もう少し検討できないかと申し上げたことのフォローなのですが、いかがかと思います。

松尾委員長 谷崎委員、これ、歳出で聞いてもらうほうが良いような気がするので、よろ

しいですかね。

谷崎委員 はい。

松尾委員長 そうしたら、反保委員。

反保委員 8ページの下の段の雑収入の中の防犯カメラデータ情報提供料という項目がありますけど、まず一つは、防犯カメラの場所は別として、今現在何台あるのかということと、情報提供料はどこから得ているのか。その2点をまずお聞きしたいと思います。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 防犯カメラの台数につきましては9台となります。

それで、情報提供手数料ですが、これは泉南警察から捜査依頼で防犯カメラの情報が欲しいときに、照会が来ます。その情報提供手数料になります。

松尾委員長 反保委員、よろしいですか。

反保委員 もう一つ。

松尾委員長 反保委員、続けてどうぞ。

反保委員 もう1点お聞きします。

8ページの一番上の段の自然海浜保全地区清掃費等補助金がありますけど、この自然海浜の保全地区というのは、どこからどこまでが保全地区になっているのでしょうか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 中学校裏の海岸線からみさき公園に向かいまして簡易のトイレがありますが、そのトイレの部分からみさき公園側が長松の自然海浜になります。

もう一つ、小島の潰れたホテルを超えたところに大きな分離帯があると思いますが、その前の海岸が小島の自然海浜となります。その2カ所です。

松尾委員長 反保委員、よろしいですか。

反保委員 はい、ありがとうございます。

松尾委員長 そのほか、委員の皆さん、質疑ございませんか。

副委員長、いかがですか。

中原副委員長 歳出で質問します。

松尾委員長 そうしたら、質疑なしと認めます。

これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表をあわせてご覧ください。

まず、総務費に入ります。

予算書64ページから65ページの目6交通安全対策事業費、74ページから77ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 65ページの駐輪場用地借地料の件でお尋ねいたします。

昨日の事業委員会でセブンイレブンのあたりの件が出ておりましたけれども、その横の駐輪場、あそこは何と言うのですか、町のものではなくて南海というように理解するのかどうか。その辺、お願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 今、委員おっしゃっていましたがセブンイレブン側の駐輪場につきましては、まだ南海のものです。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 ということは、あそこを分筆されるということになるわけですね。

それと、参考にもう一つ、大阪側のあれは駅の構内というような感じになるのでしょうかね。それもお願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 あいクリニック側のことですよね。そこは、まだ南海のものです。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 セブンイレブンの裏の駐輪場のところなのですが、あそこは公園区域に入っている部分と公園区域に入っていない部分がございます。

南海とは地形地物の譲渡をいただくようにというお話をしております、協議が整えば駐輪場エリアについては町の用地としていただける予定をしております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 いただくことになれば、当然、このあたりの金額が多少変わるのかなというように理解しておけばいいということですね。

松尾委員長 答弁いただけますか。

辻里生活環境課長 ただ、委員おっしゃっていますセブンイレブン側の用地につきましては、今、無償で借りていますので、町のものになったところで、この駐輪場の賃借料は変わることはないです。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 そうですか、ちょっと認識があれだったので、そこは有料ではなかったのですね。

いろんなどころで高い賃借料取られたという認識があったもので、そこは無償なのですね。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、いかがですか。

谷崎委員。

谷崎委員 総務にわたるのかもしれないのですが、個人番号カードの関連なのですが、オリンピック後の景気浮揚対策としてマイナンバーカードとキャッシュレスサービスの、2万円預託で6,000ポイントつくとか、そういう制度が始まるので、マイナンバーカードの申し込みを称揚するのが令和2年度の当初であるかなと聞いております。

これに対しての予算とかはどういうようになっているのか伺いたいのですが。

77ページのところは、総務と民生、両方同じページで、総務ではちょっと私発言がないので、今、伺っておきます。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 委員おっしゃるように、国がマイナンバーカードの交付率を上げるためにいろんな施策を講じるわけなのですが、今おっしゃるようにマイナポイントということで、キャッシュレス決済とマイナンバーカードを連携させて、上限5,000ポイントを付与するという制度が今年9月ごろ始まると聞いております。

その所管については、総務であります。一定、交付枚数も増加が予想されま。当課としましても人員の配置等について何らかの一定の考慮をしないといけないのですが、昨年、地方公務員、国家公務員の交付枚数を上げるべく、健康保険組合等を通じてマイナンバーカードの申請を増やすようにということでしたけれども、なかなか増加していないように思われます。

よって、状況を見ながら交付の体制を整えて行きたいと考えております。

松尾委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ちょっと総務省側の対策なので余りあれかなと思うのですが、6,000ポイントと聞いていましたが、5,000ポイントですかね。早い周知をよろしくをお願いします。

9月までか8月までに申し込んだカードが対象とかというように聞いていたので、また、それも時期を逃さないようによく対策をお願いいたします。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 今回の補正予算で、総務のほうの経費として、今、今坂のほうから説明ありましたマイナポイント関連の予算を補正予算で計上させていただいておりますので、また明日委員会の中で説明させていただきます。

松尾委員長 ほかの皆さん、いかがですか。

坂原委員。

坂原委員 2点をお願いします。

75ページの1報酬ですね、会計年度任用職員報酬4人とあるのですが、これの内容をお聞きしたいのが1点、もう1点が77ページ、12役務費のうち通信運搬費として計上されております。これは去年よりもちょっとかなり額が上がっているのでは何かこれは郵送分が増えたのかなと思うのですが、この2点、内容を教えてください。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 まず、会計年度任用職員4名ですが、今年度、臨時職員として住民課窓口2名、パスポート、マイナンバー業務で2名を配置していた職員を会計年度任用職員として予算計上しているものでございます。

あと、役務費の増額なのですが、先ほど申しましたマイナンバーカード関連で、現在、交付時来庁方式といたしまして、申請を郵送、もしくは役場の窓口に来て申請していただいた上、マイナンバーカードができ上がりましたら役場の窓口本人が来てもらうという方式を取っていますが、申請時来庁方式も取り入れまして、本人が受付窓口へ申請時のみ来庁されて申請手続を行って、後日、郵送で本人限定郵便等でカードをお渡しするという方式も導入、交付数を拡大していくというところで、本人限定受取郵便費で増額となっております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 役務費の件は了解しました。

会計年度任用職員の件ですけど、今、住民窓口、それからパスポート窓口の2名がそのまま令和2年度も会計年度職員として就任するということですけど、何か聞くところによると、今年度、令和元年度までは時間とか、臨時職員の。この会計年度職員になった時点から時間が短縮されるように聞き及んでいるのですけど、一般質問でもお聞きしましたように、窓口業務をもう何年も前からずっと同じところで業務やってもらっている臨時職員のほうがノウハウを持っているというようにありましたけど、ノウハウを持った臨時職員さんが令和2年度から会計年度職員になって勤務時間が短くなったら、その人窓口対応できるのかという、そんな心配があるのですけど、その辺はどうでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 委員おっしゃるように、我々、窓口業務担当している部署としても同じような不安を抱いております。

そこで、ほかの職員との連携を、一緒に業務をやるということはもちろん進め、対応していく必要があると考えております。

勤務時間が原則6時間、フルタイムから6時間に短縮されていますが、、月曜日の朝など集中するようなところで時間の調整をしまして、職員の配置を考慮して対応していきたいと考えております。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 ちょっと今の話なのですが、会計年度任用職員の来年度からの勤務時間が短くされるというのは本当ですか。

総務で聞くべきことかなとも思ったのですけど。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 来年度からの会計年度任用職員の任用体制についてはこれまでもご説明をしておるところですが、時間につきましては長時間フルタイムで働いていただいていた方の整理をさせていただきまして、今、今坂理事がおっしゃるように短時間ということで雇用を全員統一させていただいております。

松尾委員長 よろしいですか。

皆さんいかがですか。

中原副委員長。

中原副委員長 予算書の64ページ、65ページ、交通安全対策事業費のことで、ちょっと初歩的なことをお尋ねするのですが、歳入で、交通安全対策何とかという交付金だったかありますよね、毎年400万円入ってくるやつ。

あれをここに充当しているのかなと、すごく私ずっと思い込んでいたのだけど、それは間違っているのかしらという、歳入は事業に入っているやつですね。

すみません、単純な質問で。

相馬財政改革部長 交通安全対策特別交付金の歳入予算との関連のお問い合わせかと思えます。

おっしゃいますとおり、その歳入予算につきましては事業委員会所管ということで、予算的には一般財源なのですが、充当を想定しているのは、カーブミラーであったりとか、区画線であったりとか、主にハード事業に係るものでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 私、事業委員ではなかったから聞けなくて残念なのですが、毎年毎年ずっと400万円入ってきていたのに、なぜか知りませんが来年度から100万円減らされているのですよ。

ここで聞けないから、もうよろしいです。

私が勘違いしていましたね、そうか、わかりました。

64ページ、65ページの中で、防犯カメラのことを私ももう少しお聞きしたいと思います。

先ほど、反保委員の歳入のところでの質問で、現在9台設置されている。そして、来年度5台をさらに増やすという計画ということのようですけれども、現在の9台がどこにあって、さらに5台の追加というのはどこに設置する予定であるのかということをお尋ねしたいということと、それから、泉南警察からの照会依頼があったときに提供するのだということでありました。

これ、どの程度の提供を予想されているのか、回数ということになるのか、データの個数ということになるのか、ちょっと表現がよくわかりませんが、どのような予想されているのかということと。

それから、提供する際にあたっては、町長が必ず確認をした後に提供をしてい

るというように考えていいのかどうかお聞きしたいと思います。

防犯カメラについては以上です。お願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 防犯カメラの台数9台につきましては、多奈川駅1台、深日町駅1台、みさき公園駅3台、淡輪駅4台、計9台となります。

情報提供手数料の回数ですが3回分を見込んでおります。

泉南警察からの捜査依頼ですが、盗難のあった自転車になります。町長決裁により情報提供をしております。

5台の追加は今年度はありません。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 今、辻里課長から説明させていただきました防犯カメラにつきましては、町内の駐輪施設に設置している防犯カメラの台数でして、これとは別に所管が危機管理のほうになりますが、自治区での防犯カメラの設置があります。今、辻里課長が説明させていただいたのは、駐輪場に設置している防犯カメラの台数です。

松尾委員長 続いて、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 予算書の74ページ、75ページのところで、戸籍住民基本台帳費の節9、一番下の旅費なのですが、ここは二つの項目が設けられていて、住民課と町長公室担当と二つございます。

この町長公室担当の費用弁償が追加されるということなのかなというように見ているのですが、全体として額はそんなに大きい額ではないのですが増えてるので、何か理由があるのかお尋ねしたいということが1点です。

それから、76ページ、77ページですけれど、先ほど坂原委員から質問があって、申請時来庁方式とかいうのを来年度取り入れようとされているのだなということとは理解をいたしました。

非常にセンシティブな個人情報が含まれるものということになりますから、釈迦に説法ですけど、扱いは重々ご留意いただくようお願いしたいというように思います。

それでお聞きしたいのは、節14の個人番号カード交付申請用タブレット端末リース料というのが設けられていて、これは新規事業ということで説明の中にも

記載がありました。

それで、その表現を読んでいてちょっと私よくわからないのですが、このタブレット端末というのは顔写真の撮影ができたりとか、オンライン申請ができるものということで、そのタブレット端末を導入するようなんですけど、表現によると、端末導入時の交付体制の充実って書いてあるのですよ。

私はさっと読んだときに、タブレット端末を導入するのでそのお金なのだと思いますのだけど、端末導入時の交付体制の充実というのは一体何のことを表現しておられるのか、ちょっと教えていただきたいなというように思います。

それから、この個人番号カードなのですけれど、いわゆるマイナンバーカードですけれど、さっき説明があったとおり、国は莫大なお金をかけて普及数、確保数を増やそうとしているのですね。

それで、今、岬町では何枚交付されているのか。直近でわかる数で構いませんので。

それから、これは来年度予算ですので、来年度中に何枚交付を増やそうとお考えなのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 まず、77ページの費用弁償を説明させていただく前に、来年度から会計年度任用職員制度ということで予算書の見方が、編成の仕方が変わっておりますので、それを先にちょっと説明をさせていただきます。

75ページでいいますと、報酬の欄に会計年度任用職員報酬4人分ということで、これは会計年度任用職員に係る給料の部分になります。

その下段の職員手当等の中に、下から2番目ですが、会計年度任用職員期末手当69万6,000円、これは会計年度任用職員に係る期末手当ということでボーナスの部分に係ります。

次に、今ご質問の77ページの費用弁償についてですが、これは交通費に係る部分になります。

ということですので、この15万2,000円につきましては、この款2、総務費の3、戸籍住民基本台帳費の会計年度任用職員4人の交通費となります。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 個人番号カード交付申請書とタブレット端末リース料について

お答えさせていただきます。

このリース料につきましては、先ほど言いました申請時来庁方式をスムーズに行うために、マイナ・アシストという商品を活用しまして、マイナンバーカードの交付申請を短時間でを行うためのものがございます。

現行のシステムでは、写真を取り入れて申請用紙を作成して、その申請書をJ L I Sに送るという手続を行いますが、タブレットを利用すれば、通知カード等に記載されているID番号を入力すれば、本人情報を入手しやすくなり、写真をタブレットで撮影し、申請書がスムーズに作成でき、それを、そのシステムを使っている業者のほうに、センターのほうに送りまして、そこから一括してJ L I Sに申請でき、1人にかかる時間が約5分程度で終わることができ、来庁者が増加したときに混雑なしで交付申請ができるように対応するためリース致します。

現在の交付数ですが、マイナンバーカードの交付率が、総務省のホームページに令和2年3月1日現在の数字が記載されております。

岬町では18.1%、交付数にしますと2,870枚となっております。

来年度に向けましては、この交付数を今ちょっと手持ちに資料ないのですけれども、2割、3割ぐらいに持っていくという計画になっていたかと思います。また後日、その数字については委員にお知らせさせていただきたいと思います。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目にお答えいただきました費用弁償のことで、これは交通費なのだというところをご説明いただきました。

来年度予算から会計年度任用職員制度が導入されますので、全体にわたって予算書の構成が変わっていて、そういうことなのだなとか思っていたのですが、それでいきますと、今年度までの予算書には、いわゆる今年度の臨時職員の方の交通費というのはどのように計上されていたのか、記載されていたのかお聞きしておきたいと思います。

それから、今、マイナンバーカードの1点目なのですが、タブレット端末については、要するに、タブレット端末のリース料を指しているのかな、端末導入時の交付体制の充実って何を指すのだろうというように思って、いただいていた予算案の説明資料の中に書いてある言葉の表現が少し不思議だったもので、そこを私聞いていたのですよ。

今、聞いているのは、この資料の4ページの個人番号交付事業のところなのですけど、体制の充実って何だろうって思ったのですが、教えていただけたらなというように思います。

それから、追加してお尋ねしますが、節19負担金補助及び交付金の中で、個人番号カード関連事務費の負担金が爆発的に増えているというように、私は見て思っているのですが、これは、要するにマイナンバーカードの普及率を上げるということを計画しているので増えているというように見たらいいのかお尋ねしたいと思います。

それで、先ほど来年度中のマイナンバーカードの普及の目標と伺いますか、それについては、また追ってお知らせいただけるということなので、それはこの委員会の中でなくても構いません、わかり次第、また個別にお教えいただければ結構です。お願いします。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 交通費に係る部分ですが、平成31年度予算までは賃金の中に含まれておりました。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 交付体制の充実、答えになるかどうかというところなのですが、この申請時来庁方式を使うと、外に出向いて申請受付をやることができるということと、あと、他市町の職員さん、岬町に勤められている方が本町に来られて自分のところの市町村に行かずとも申請ができるので、タブレットを活用すると、体制が整備されていくということの意味というように捉まえていただいたら結構と思います。

あと、交付金の増額の件ですが、おっしゃいますように、交付枚数が今後増える前提に補助金が増額されています。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 この件で1点だけ申し上げたいのは、公務員の皆さんに取得を推進するというので、立場上、それを、どうぞ、まだ作っていない人は作って下さいというようにやらないといけない立場だとは思いますが、これは、作る作らないは個人の自由ですから、そこはご配慮いただきたいなど。余り強力にされないほうがいいなというように私は思っていますので、そのことだけ申し上げておきたい

と思います。

また、普及の目標等についてはお聞かせいただきたいと思いますが、あまりむちゃくちゃの目標立てないほうがいいと思いますよ。

国が立てている目標をご存じだと思いますけど、それ自体がむちゃくちゃではないですか。そんな無理だろうというような数を立てていますから、それを余り地方に押しつけられても困るわけで、余りご無理なさらないほうがいいなというように思っています。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで、総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の80ページから105ページをご覧ください。

ただし、90ページから93ページの日9文化センター費はほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

道工委員。

道工委員 ちょっと確認も含めてお尋ねをさせていただきます。

まず、81ページの報酬のところなのですが、障害支援区分認定審査会委員報酬、前年度は30人になって、今度20人になっているのですが金額は変わっていないですね。

それと、民生費の推進委員会の報酬、これも半分になっていますよね。前年度は15万8,000円ほどありましたけど。

それから、この下の障害者施策推進協議会委員報酬、これも人数同じですが、これが9万2,000円から36万6,000円に増えている、これの原因を教えてください。

それから、83ページのところで、報償費の福祉課の分ですが、前年度は被災者の生活再建支援金というのがありましたけど、これはなくなったのかどうか。

新たに地域自立支援協議会の講師謝礼が入っていますよね。ちょっと新しい項目たくさん出ているのですが、委託料の顧問弁護士の委託料とか、5段目の障害者基本計画、障害福祉計画、障害児童福祉計画策定業務委託料とか、その辺、新

しい事業について、ちょっと説明できればお願いしたいと思います。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 委員のご質問にお答えさせていただきます。

たくさんあるのでお答え漏れがあればご指摘お願いいたします。

まず、報酬でございます。上から順番に申し上げますと、障害支援区分認定審査会委員報酬とございます。

前年度30人ということで計上させていただいていまして、本年度は20人ということですが、こちらは障害支援区分の認定審査会の委員さんなのですが、実際、合議体という形で全体で集まらずに、それぞれの小さい合議体という形で会議はされております。

1合議体につきまして5人での会議を開いておりまして、それを年間24回、月2回で24回開催させていただくということになりますので、金額的には前年度と変わってない形になりまして、ただ全体の人数としまして30人、実際、委嘱させていただいているのが20人と、実人数が20人でさせていただいているというところでございます。会議の回数は変わってないということで、金額は変わっていないというところでございます。

続きまして、民生委員推薦会委員報酬ですけれども、こちらにつきましては金額が減っているというところでございますが、令和元年度につきましては民生委員の一斉改選がございましたので、推薦会の回数がどうしても増えたという形になりまして、来年度は、この12月に民生委員改選されましたので、回数がそんなに多くないと見込んでおりまして、回数が減ったという形で、ご理解いただけたらと思います。実際、前年度は4回分見込んでいたものが、来年度は2回という形になります。

続きまして、障害施策推進協議会委員報酬でございますが、こちらにつきましては、金額が前年度9万2,000円から令和2年度は36万6,000円という形でかなり増えているということですが、こちらにつきましては、また後ほど説明させていただきますが、障害福祉計画の進行管理とか、障害者基本計画を来年度策定する予定にしておりますので、その関係で開催回数が増えるという形で、令和2年度につきましては4回開催を見込んでおります。

令和元年度につきましては1回ということで、開催回数が増える見込みという

ことをご理解ください。

続きまして、前年度あった被災者生活再建支援金が今年度計上されてないというところがございますが、こちらにつきましては大阪府の制度でございまして、平成30年7月豪雨であるとか、平成30年の台風21号という大きな災害が一昨年起こりましたので、そちらの被災者に対する支援ということで、令和元年度の予算で計上していたのですが、こちらにつきましては令和元年度限りということで令和2年度がなくなったということをご理解ください。

ちなみに、令和元年度につきまして、実績としては1件ございました。

あと、新規事業で上がっていますが、地域自立支援協議会講師謝礼ですが、83ページですけれども、こちらにつきましては、自立支援協議会というのが阪南と共同で運営しておるところですけれども、こちらの事務局が令和2年度から岬町のほうに移るということで、今年度までは阪南市のほうで予算を組んでやっていた事業で、阪南と岬の共同事業で、本年度、岬町に事務局が移るということで岬町のほうでこの辺の費用につきまして計上させていただいているものでございます。

続いて、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画策定業務委託料につきましてですけれども、こちらにつきましては、現在、第3次障害者基本計画というのが、平成27年3月に策定しまして、期間は定めていないのですが、おおむね中長期計画という形で定めたものがございます。

これを令和2年度中に策定を見直しまして、第3次の次は第4次障害者基本計画を来年度の末に策定する予定にしておりますので、そちらの委託料でございます。

その障害者基本計画にあわせまして、第5期障害福祉計画と、第2期障害児福祉計画をあわせて同時に策定する予定にしておりますので、その委託料を計上させていただいております。

次に、顧問弁護士委託料につきましてですけれども、こちらにつきましては、平成30年12月に健康ふれあいセンターの関係で利用者の方から訴訟が提起されたものでございまして、そちらにかかる弁護士の委託料を来年度予算で計上させていただいているものでございます。

今現在、口頭弁論が7回済んでおりまして、まだ係争中でございますので、こ

ちらについては詳細な内容は差し控えさせていただきたいと思います。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 ありがとうございます。

阪南市との共同のいろんな施策ありますけども、大変だと思いますけども、一つ頑張っていたきたいと思います。

念のために、備品購入は機械器具費16万円、これはそのための機械を、パソコンか何か買うということで理解していいのですか。83ページの。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 この16万円につきましては阪南市との共同の自立支援協議会ではなく、一番冒頭に申し上げた障害者支援区分認定審査会の事務局に係る事務機器の購入で、パソコンを購入を考えておりまして、現在のWindowsのサポートが終了するというところで更新を予定しております。

道工委員 わかりました。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 3点お聞きします。

93ページの2給料ですが、ここで一般職給として5人上がっております。

これは、前年度と見比べてみますと人数が増えているように思うのですが、金額が変わっていないというところで、内容をお聞きしたいと思います。それが1点です。

それから、次、2点目。101ページの1報酬、会計年度任用職員報酬18人分としてあります。この内容をお聞きしたいというのが2点目です。

3点目が105ページの節19負担金補助及び交付金ですが、施設型給付費として上がっております。

この3点の内容を教えてください。お願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 二つ目のご質問から説明させていただくこととなりますけれども、放課後児童健全育成費の会計年度任用職員報酬18人について説明させていただきます。

こちらにつきましては、現在、学童保育で来ていただいております。現在、臨

時職員として雇用させていただいている方の報酬となっております。

現在、お勤めいただいておりますのが17名の方を当初見込んでいるのですが、現状の学童保育からいたしますと18名必要ということで計上させていただいております。

これは、あくまでも学童保育の指導員の先生の方の報酬となっております。

そして、続きまして105ページの施設型給付費ですね、少しお待ちください。
松尾委員長 先に川端室長行きますか。

川端まちづくり戦略室長 93ページの給料の部分です。

平成31年度当初予算では1,634万7,000円ということで、委員おっしゃるように、若干の減額にはなっておりますが、要因としましては、令和元年度の人事院勧告及び定期昇給を加味した上での計上となっております。

それとまた、人事異動により減員、増員という部分を加味したものがこの数字となっております。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 先ほどの105ページの施設型給付費について説明させていただきます。内容につきましては、町内にございます私立幼稚園及び広域利用分の利用された方に対する施設に対する給付費となっております。

内容といたしましては、それぞれ町内で2幼稚園と広域関係で複数の幼稚園、想定している幼稚園で計上しております。

まず、1号認定といたしまして、教円幼稚園さんで28人分、そして2号認定としまして27人分、海星幼稚園さんで36人分、広域利用分として5人分を計上しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 一つずつ確認したいのですが、93ページの給料の件ですけど、いろんな要因があつて金額がそんなに変わっていないということなのですが、これは、去年は人数が2人であったのですよね、たしか。それが5人になっているので、ちょっと倍以上になっているのに金額が変わっていないのはどうかなと思うのですが、どうでしょうか。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 昨年度の当初予算では2名ということで、今年度5名というよ

うになっておりますので、少し詳細を調べさせていただきまして、またお答えをさせていただきますと思います。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 了解です。

それから、101ページの会計年度任用職員報酬ですが、学童保育に携わる方の臨時職員から移行した分ということですが、例えばこれ、会計年度任用職員ではなくて、委託とかいうのは考えられないのかなと思うのですよね。

会計年度任用職員とすると、その下にある期末手当とか、あるいは社会保障費もかかってくると思うのですよね。

給料、報酬の分だけですかまいと思うので、その辺も考えてはどうかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 委員おっしゃいます件につきましては、実際、他市町でも民間に委託されて学童保育を実施されている団体が数団体あると認識しております。ただ、この岬町のように町直営で行っている場合、今回、新型コロナウイルスの感染防止ということで、改めて学童保育の追加募集をかけましたところですが、こういう機動的な動きには対応しやすいと考えておりますので、現状で町直営以外の方法について具体的な計画等は立てておりません。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 それから、最後の105ページの質問に関してですけど、これは去年と同額になっているんですけど、対象人数が一緒だから変わらないということではないのですかね。それでいいのですかね。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 基本的には、そのお考えで間違いございません。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 すみません、もう1点。

その中には、第2子無償化の分も入っているのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 今回の分につきましては、計上のほうは行っておりません。

松尾委員長 谷崎委員。

谷崎委員 97ページの節11の賄材料費がこの0歳、2歳の第1子認定の方から徴収した金額を支出している項目がここに入っているということを聞いているのですが、昨年9月の定例会で、保育所の0歳から2歳の第1子と認定される方の年間費用約840万円と聞いておりますが、無償化に近づけるようなことはできないかというようなことを少し要望申し上げたのですが、ご検討とかいかがかと思いついて伺いたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 質問いただきました、賄材料費につきましてですが、基本的には給食の無償化いかんにかかわらず、食材納入業者に支払うお金ということになりますので、給食無償化とは直接金額について影響は出ないものと考えております。

ですので、もう1件、全件無償化につきましては、先ほどの0歳、2歳からの無償化につきましてなのですけれども、現状おっしゃっているのは第1子の無償化ということでよろしいでしょうか。

直近で把握している数字につきましては、0歳から2歳児で、合計92名をお預かりしております。

そのうち、非課税といたしまして17名、課税で75名という内訳になっておりますけれども、課税されている方々の取り扱いについては今後検討していきたいと考えております。

松尾委員長 谷崎委員、よろしいですか。

寺田課長。

寺田子育て支援課長 先ほど申し上げました、105ページの件ですが、施設型給付費の際に、第2子の無償化について計上していないとお答えしましたが、計上しているということですので、訂正させていただきたいと思います。

松尾委員長 坂原委員、よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 予算書の、ちょっとどの項目でというのがわかりにくいのですが、84ページ、85ページで、社会福祉費の節20扶助費ってあるんですね。

それで、ここに設けられている中に、いわゆる障害福祉サービスも含まれているのかなというように思っていて、私がお聞きしたいのは、当初予算案の説明資

料の中に、この問題にかかわって、障害のある方の障害の程度を踏まえ、介護を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付として障害福祉サービスの提供を行うというふうに記述をされているのです。

それで、ここはこれまでは障害のある方の障害の程度を踏まえ、障害福祉サービスの提供を行うという非常にシンプルなものでした。

それが、今回このように記載をされている、記載を変えられている、その理由をお聞きしたいというのが1点目です。

それから、予算書の89ページの日4、老人医療助成費の節20扶助費、老人医療費府制度分ということで、これはかねてから私は議会のいろんな場で文句言ってきたものですが、これは府に対してもの言ってほしいというようにお願いをしていました。府に対して建議したかということをお尋ねしたいと思います。

それから、同じページの日5重度障害者医療助成費なのですが、こちらも節20扶助費で、重度障害者医療にかかわってお聞きいたします。

これも、府の制度が悪くされた影響もあるのですが、この分野に限って言うと、精神障害の分野で来年度拡充の見通しも一部あるというように聞き及んでいるのですが、そのこともこの中に反映されているのかなという疑問を持っております。

昨年度予算から大幅に金額としては大きくなっているわけですが、これは対象者が変更されていることによるものが主要な要素かなというように思っています。

ただ、制度のわずかながらの拡充ではありますが、それも見込んでのことかということについてお尋ねをいたします。お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 まず1点目、当初予算の説明資料の中で、障害福祉サービス事業の中の表現が前年度と変わっているというところがございますが、特に制度が変わったというわけではございませんで、表現を、障害福祉サービスの中でも介護給付と訓練等の給付が制度上大きく分かれていますので、それを明確に表示させていただいたというようにご理解いただけたらと思います。

特に制度は変わっていませんので、より適正に表現をしたということをご理解いただけたらと思います。

あと3点目の重度障害者医療費に関しましてですけれども、中原副委員長のご質問としましては、制度改正を見込まれているというのは、精神の入院の部分ということによろしいですか。

はい、わかりました。

まず、金額が前年度より上がっているという分につきましては、こちらは平成30年4月に制度の再構築をしましたので、その分で対象者が老人医療の対象者から重度障害者医療の対象者に移行されたということで、対象者が増えたということで令和2年度の予算は上がった形で計上させていただいています。

中原副委員長のおっしゃる、今後、制度改正が見込まれている精神病床への入院への助成ということにつきましては、大阪府におきまして、期間を限定することなく令和3年4月より実施に向けて準備を進めているということで、今、こちらのほうとしても情報をいただいております。令和3年4月以降の実施に向けての準備ということなので、令和2年度につきましては、その分は計上はさせていただいていないというところでございます。

当然、府において制度を作りましたら、町においても府の制度に準拠して実施したいと考えております。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 2点目のご質問についてお答えさせていただきます。

老人医療制度につきましては、65歳以上の方の公的医療制度として実施をされておりますが、先ほど出ました平成30年4月の制度の再構築におきまして経過措置というように位置づけられておまして、令和2年度の3月末で一応制度としては終了となっておりますが、これにつきましては、例年、本来でしたらほかの公費制度も含めまして、国のほうで本来公費負担制度として創設をいただけるように、国及び大阪府に対しましてほかの市町村とともに重要項目として要望をしております。

今後につきましても、同様に重要項目として要望していくことを考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目の障害福祉サービスの表現の変更なのですが、私が少し不安視したのは、障害福祉サービスを利用しておられる方の中で、65歳になられたと

きに、介護保険制度を利用してくださいという、そういう動きが強まっているのです。

確かに、来年度から制度が変わるとかではありません。これ、従前からあった制度です。

けれど、その動きが強まっていて、障害福祉のサービスというのと介護保険のサービスというのは全く違う、非常に。

例えば、よく介護保険の事業所が障害福祉のサービスもできるようになりますからやってくださいというのをしているけど、それは全く違う問題で、介護保険のサービスが提供できるから、障害をお持ちの方にも十分対応できるかということ、そんなこととてもじゃない状況があって、だから、全国的にその動きも進まないのだけど、そのことを私は不安視したわけなのですよ、この表現の違いを見たときに。

ですので、私が言いたいのは、障害者福祉サービスを必要とされる方は障害福祉サービスをずっと使っていけばいいと思っているし、介護保険サービスに切りかえなさいみたいなことをするべきでないというように思っているのです。だけど、国からはそういう圧力がかかっているのです。

なおかつ、障害福祉サービスを使っていた方が介護福祉サービスに切りかえた場合に、自己負担が増えるわけなのですよ。だから、使う人にとっては全然よくないものなのです。

そのことを指しているのかなと思って、それを不安視したのですが、そこがどうなのかということについてもう一度確認をさせてください。

先ほど、南課長代理がおっしゃったような、ただ単に明確にただけなのですよということなら、それで私は安心できるのですが、その点について再度お尋ねをいたします。

それから、老人医療費の府の制度にかかわって、私が府に建議したかというように聞いたのは、この制度が持ち込まれて、来年度末でこの経過措置もなくなってしまうということについて、そんなのやめなさいと、その建議です、私が言っていたのは。

もちろん、国できちんと責任を持つべきであるというように私も思うのですが、国にも一定の補助制度だとか、そういうのあるのだけど、府の制度は非常に

精神的なのです。利用者にとっては非常にいいものなのですよ。

だから、これを府はやめてしまわないで、頑張って維持してくださいよということを書いてほしいということを書いていたのです。

もちろん、府からも国に対して責任持てということは言ってもらったらいいのけど、府は府として広域行政の責任者としてこのいい制度を守ってほしいということを書いてほしいということを書いていたのです。それは言ってもらえなかったかということをもう一回お聞きしたいなというように思います。それをお聞きいたしましょう、お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 この予算説明資料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、表現の明確化ということでございますので、特に制度の変更等、国からの圧力が強まっているとかいうところはございませんので、現行どおりの運用で今後も引き続きやっていきたいと考えております。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 先ほどのお話ですが、従来より国の、本来でしたら公費を使って負担をしていただくのが本人さんたちにとってもベストの話だということで、従来より他市町村とともに国等にも要望しておりますが、大阪府に対しても今後につきましてはほかの市町村とも足並みを揃えまして、制度の延長等々も含めまして要望していきたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、南課長代理からのお答えを聞いてちょっと安心いたしました。

さっき言ったとおり、障害福祉サービスを受けておられる方で、65歳になったときに、このサービスについては介護保険使ってねという、そういうことはなさないように、できるだけしていただきたいというように申し上げておきたいと思えます。

それから、松本課長お答えいただきました、大変結構なお答えでございました。ぜひ、要望してもらいたい。

それが、今、経過措置になっておられる方もそうだし、既に対象から外れた老人医療の、本来であれば対象になっていた方々の切実な願いだと思うのですよね。ですので、ぜひ住民の皆さんのためにとって、府に対してほかの自治体とも

連携をして、府に対しても要望していただきたい。そして引き続き国に対しても要望していただきたいというように思います。

この制度の改定では、非常に急展開でしたのでご苦勞なされたことというように思いますから、引き続いて何とか経過措置の廃止をやめさせたいなというように思っているのですが、ご尽力いただきたいと要望申し上げておきたいと思えます。

松尾委員長 先に、川端室長から回答があるということで。

川端まちづくり戦略室長 先ほどの坂原委員からのご質問であります。2名から5名というところで、今、調べをさせていただいたところ、確かに人勸等での予算額の変動等ありますが、議員おっしゃるように2名から5名という形で、余りにも数字が倍以上になっているのに予算額がほぼほぼ同じ額だということで調べさせていただいたのですが、令和元年度、平成31年度予算書には確かに2名と記載させていただいているのですが、この予算書自身が5名の誤りということでわかりました。申し訳ありませんでした。

松尾委員長 坂原委員、いかがですか。大丈夫ですか。

そうしたら、ほかの委員さんなければ、中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 予算書の90ページ、91ページの健康ふれあいセンター費にかかわって、これは資料の請求だけしておこうと思います。

健康ふれあいセンターの利用者数をお聞きしたいというように思います。

2018年度中と直近までのプール、お風呂、その他。その他というのはトレーニングとか教室等。この三つの分野それぞれの内訳と合計について。また後日で結構ですので、資料を取りまとめてご配付いただければと思います。

それから、予算書の92ページ、93ページ、児童福祉費の中でお尋ねしたいと思います。

93ページの節1報酬のところ、一番上に子ども子育て会議委員報酬とあります。

そして、これは昨年同様の金額が記載されておりますので、子ども子育て会議については年1回というご予定かなというように思います。

この1回の会議の開催の予定の時期だとか、その会議に付される議題と申すか課題と申すか、そのあたりについてお尋ねをしたいというのが1点であ

ります。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 副委員長お尋ねの件についてですが、現在、子ども・子育て会議につきましては合計14名の委員で構成されております。

うち、公務員が4名ですので報酬はなしで、10人分の予算について計上させていただきます。

通常、開催といたしましては、年度末近くを予定しております。

と申しますのも、翌年度に行われる児童福祉に関する、子育て支援に関する情報等についてまとめたものをご提示してご意見等いただきたいという理由からでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 私が思っていたのは、子ども子育て支援事業計画が、この子ども子育て会議の主な議題になるのかなと思ったのですが、そうではないのですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 副委員長のおっしゃいますとおり、プラン等につきましても当然、議題に上ることはございますが、これまでも子育て支援については、国のほうでも制度等改正が年度途中でも行われていることもございますので、それについてのご報告も兼ねて行うことになっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 そうしますと、子ども子育て支援事業計画はどのように進めていかれるのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 現在も作業は進めておるところですけれども、現在、文章等の改めを行っております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 現在も作業を進めているということで、大変な作業だと思うのですが、アンケートを実施されて、それも見た上で、またそれも反映させながら、今後5年間のサービスといたしますか、必要量を大体割り出して、それに見合う計画だとか目標だとか、そういうことを立てていくと思うのですよ。

これは、どこで一体されるのですか。私、それをするのがこの子ども子育て会

議なのかなと思っていたのだけど、どこでそういうことを、練り上げるということですね。それはどこでなさるのですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 副委員長お尋ねの量の見込みであるとかについてですが、アンケート結果を元にいたしまして、作成について協力の委託を掛けております株式会社ぎょうせいと協働で量の見込みを行っております。

その数字については、あらかじめの数字は上がってきております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 その案ができ上がったら、その案を子ども子育て会議の皆さんにご覧いただいて、それで案を取るというか確定することになるわけですね。それが年度末、来年度末というように考えたらいいということなのですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 今回の計画につきましては今年度末を考えております。

令和2年度当初予算に計上しております予算につきましては、令和2年中に4月以降に行われた改正等についてご意見等いただきたい、報告をさせていただきたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 わかりました。

そうしますと、このみさき子どもとおとなも輝くプランの、この次の子ども子育て支援事業計画についてはもうすぐ出てくるということなのですね、次のものが、この先の5年間のものが。そう思っていたらいいのですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 それを目指して努力しているところでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今年度末は、あと残り少ないですけど、大丈夫でしょうか。

頑張ってくださいしかないのでですけど、これ今から言っても仕方がないのだけど、今後、ぜひご努力いただきたいと思うのは、これ作ったときは、子ども子育て会議にもアンケート結果を示すところから会議が行われていましたよね。

そのときは寺田課長ではなかったような気がするのですが、そこに座っておられた方は。

複数回の会議を重ねて、それこそ子ども子育て会議の委員の皆さんにもご意見をいただいて、まさに練り上げた。

十分な声を聞けたかどうかはありますけれど、いろんな方にかかわっていただいてともに作ったという格好だけかもしれませんが、それはやっておられましたよ。

だけど、今回、これを次のバージョンにするに当たって、そこまでのことはされていないというように私は思っているのですよ。

ですけど、もう今年度末にもう出すのだから、出してくれたらいいのですけど、やはり、せっかく子ども子育て会議の委員さんにもなっていてくださっている方々の、PTAの関係者とか、そういう方になってもらっていますのよ。

そういう方々の意見も反映する、当然、意見も聞く。そういう機会をきちんとつくっていただきたいと。

これは、このプランにかかわりません。岬町として諮問して声を聞いて作り上げるものについては、ほかのものももちろんそういう努力をされていますけど、きちんとそういうようにしていただきたいというように、この場で改めて申し上げておきたいと思います。

そうしますと、1点だけお聞きしたいのが、このみさき子どもとおとなも輝くプランの次の5年間の計画なのですが、それは今の子ども子育て会議の委員さんには案としてお示しして確認をしていただくということはされるのでしょうか。

松井部長でもいいですよ、教えてくださいな。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 委員の皆様には、基本的には完成する前に素案の形状でご意見いただきたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 それは、多分会議開かないのでしょうか。紙を送って、意見あったらどうぞっていうものではないの。

違うのだったら、言ってくれたらいいのですよ。

松井部長の手が挙がった。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今、寺田課長からも、次の計画の努力をして、作成に努めている

というところで。

十分今までの5年間の計画のまとめと、次の計画に向けて引き続き継続するもの、新規で継続するものというのを今ちょうど作り上げているところでございまして、本来であれば、子ども子育て会議の中で事前にお示しをさせていただいて、会議の中で各委員さんの意見を求めて、その意見も反映された計画を作り上げていくというのが本来の姿ではないかなというように思っております。

来期のときには、先ほど副委員長言われたように、子ども子育て会議のメンバーの皆さんと一つになって一つのものを作り上げた、その計画を引き続き次の5年間にも十分反映させながら、今、計画のほう作り上げているところなのですが、いかんせん、ちょっと時間がかかってしましまして、本来であればもうこの3月の下旬に開かせていただいた上で意見を求めて、それで意見をまとめられた中でまたパブリックコメントを提出して、また広く住民さんから意見を求めるという形を取るべきところがございます。

いかんせん、今、新型コロナウイルスの関係で、皆さんに寄っていただくというのも大変心苦しいところもありまして、素案というのができ上がりましたら各委員のほうに持参して、詳しい説明をさせていただきながら、書面での意見の聴取になるかもしれませんが、そういった意見をまとめさせていただいて、この計画でという話を、年度内にできれば会議を開かせていただいて、一つ統一させてもらった計画として作り上げていきたいなと思っております。

今、言われたように、時期が迫ってきている中でどれだけできるかというのは見通しは立ちにくい部分があると思うのですが、作り上げていきたいなというように思っています。

子ども子育て会議につきましては、来年度以降もその計画の進捗状況のほうもその場で報告させていただきながら、また一部、計画の見直しとか、そういった意見も出てきましたら、それも十分5年間の計画の中で検討していきながら計画を見直すなり、また新たな付随する計画も考える中で、次期の5年間については取り組んでいきたいなと思っておりますのでご理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今年度中の会議は無理だと思います。管理責任を問題にしようか。

もう終わったことは仕方ない。

私、そういえばパブコメね、それも実は忘れていましたわ。

そういえば、パブコメもやらないといけない、こういう大事な計画を作るのに。汚名なんて言いたくないけど、汚名返上、ぜひ頑張っていたきたい。

おっしゃるように、どうしてこんなことになったのかな。それはちょっと担当課でよく自己批判的に考えていただく必要があるかなというように思うのですよ。

こんな5年間の大事な計画を、どうしてこんなことになってしまったのかな。

人手が足りないことによるものなのか、事業量が多過ぎるのか、よくお考えいただいて、二度とこういうことにならないようにしていただきたいなというようには思うのですけど。

この段に至っては、できる努力は時間との勝負ですから、先ほどおっしゃった、委員さんに持って行って説明をして意見を聞くというのができれば一番いいですけど、今年度末までに出そうと思ったら、ちょっとそれもなかなか、今おっしゃるようにコロナの問題で大変な中ですから、大変、ちょっと難しいのではないかなって。

素案を送って、意見をいついつまでに返してくださいというのがもう関の山ではないかなというように思いますよ。

そういうことからいくと、来年度、1回予定されている子ども子育て会議であったか、それは一回一回もちろん大事なのですが、こういうことになっているから余計に大事だと思いますね、来年度行われるものについては。

必要ならば、1回と言わず、こういうもの決まりましたと、皆さん見て改めてご意見をということをして来年度回数増やしてやったっていいと思いますよ。

机の上だけでこんなものつくっていてもだめですよ、アンケートももちろん反映させているとは思いますが。

やはり委員の皆さんに力をかりることが大事なのですよ、それが住民参加でしょう。参画でしょう。

一緒にやはり作り上げていくことで、町が進めている子育て支援施策についてもそれぞれの委員さん、また住民さんが理解を深めていただけるし、岬町は子育て支援とてもよくやっていますよ、はっきり言って。もっといっぱい宣伝したらいいと思うぐらいすごくやっているのだから。それを共有してさらに広げるとい

うことにもつなげていけるものだし、ここは怠りなくやっていただきたかったと思うけど、もう今になったら時間は取り戻せませんから。この後できる努力というのは精いっぱいやってもらいたいというように言っておきたいと思います。

松尾委員長 そしたらほかの委員さんでどうですか、ほか質疑ございます。

お昼ですので暫時休憩としたいと思います。再開は1時からします。

よろしく申し上げます。

(午後 0時00分休憩)

(午後 1時00分再開)

松尾委員長 それでは、会議を再開いたします。

続きからです。民生費の途中からです。

中原副委員長。

中原副委員長 午前中のときに、この「みさき子どもとおとなも輝くプラン」の話をさせていただいておりました。それで、近々次の5年間の計画が示されるようでありますけれども、この中に示された中で幾つかお聞きしたい点がございまして、お答えをいただきたいというように思います。

一つはこの予算書の95ページにあります上のほうの節8報償費の子育て支援課児童虐待防止アドバイザー報償費にかかわることについてお尋ねをしたいと思っております。

この輝くプランの中では、計画期間が2019年度末までということになっておりますけれども、虐待の実態をどう岬町として把握するのかということが大切だということに私は思っています。このプランの中には計画期間ですので2015年から始まる5年間にかけての実績だとか、量の見込みについて書かれておまして、それにかかわってお尋ねしたいと思っております。このことは本当は本会議で聞きたかったのですが、松井部長がお答えいただくべくご用意いただいていたと思いますから、ぜひこの場で。残念でした本会議ではなくて申し訳なかったのですが。

私が聞きたいのは、児童虐待が疑われるいわゆる要保護児童というように呼んでおりますけれども、不安のある家庭にいる子どもの数の問題であります。その数をもどのように、岬町として把握している数についてこの機会にお尋ねしたいと思います。

2015年、この輝くプランの始まりの年ですけれど、その時点での要保護児童の数と直近でおわりの数についてお示しをいただきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 こちら、計画に載っております当時の要保護児童等の人数についてですが、当初この計画の始まった際にはまだ児童虐待防止アドバイザーであるとか、虐待を専門的に扱う職員の配置が進んでおりませんでしたので、確認できる人数というのは割と少なかったと。ただ、潜在的に虐待というのは出てくるものでありまして、実際に職員を配置して改めて調査しましたところ、ある年を境に急に人数が増加したということもございますし、一度、要保護児童となった場合に1回こっきりで家庭訪問や守りをやめるというわけではございませんでして、複数年にわたって例えば特定妊婦さんは、子どもが生まれる前から見守る場合もございます。そして満18歳になるまで見守る場合もございます、長期にわたっての見守りが必要な場合がありますので、そういうお子さんたちの累積数になりますので、一定の時期を経ましたら100を超える数字とかが出てきているような状況でございます。

直近で要保護児童の会議を行っているのですけれども、実数について手元に資料を用意しておりませんでしたので、また改めて数字をお知らせさせていただきたいと思います。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、お答えいただいた中で、専門家の配置がなかった時期があったということですので、いつからそういうアドバイザーなる方、この方だけが専門家なのかどうかちょっとよくわからないのですが、専門家と呼べるような方の配置は何年度からになるのか、お尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、この分野にかかわってお尋ねしますが、要保護ネットというように通称で呼んでいる要保護児童対策地域協議会という合議体を設けているようなのですが、要は虐待だとか不安視されるケースが見受けられた場合に、関係者が集まって会議を持つというようなことがあるようなのですけれど、その会議の回数、ケース会議と呼ばれているものが行われているようですが、その会議の回数についてもお聞きしたいのですが、それはどうでしょう、手元に数があ

りますでしょうか。数があれば何年といつというように指定いたしますけれど、お持ちでなければいいです。

お持ちでないようです。

そしたら、専門家の配置のことをお聞きしましょうか。何年度からそういった児童虐待に通じた方を配置できたのか、お尋ねいたします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 実際の年度は27年度ぐらいと前任から引き継いでおります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 わかりました。

私これは一般質問で聞こうと思っていたので、事前に資料いただいておりますから、私から申し上げたいと思いますけれど。確かに専門家が配置されたと思われる時期あたりから後、特に昨年それからその前の年については100名を超える、31年度って今。ごめんなさい、今年度については大阪府の子ども子育て交付金の実績の件数として171名という非常に大きな数値が上がっておりますから、これが児童虐待が増えているというように見るのか、寺田課長おっしゃるように把握する人員配置ができたために増えたというように見るべきか、コロナウィルスの感染者と同じですね。検査をする機会が増えれば感染者が増えるということによるものなのか。そこは定かではありませんけれど、いずれにしても専門家の配置ができたこと。そしてそれが継続されていることは評価できているというように思いますし、やはり200名に迫るような数が上がっているということですので、ここには心を砕く必要があるし、対策についても考えていく必要があるというように申し上げておきたいと思います。

あわせて、先ほど申し上げた要保護ネットという会議体なのですが、そこでケース会議というのが持たれておまして、これは実績で言いますと2010年度についてはその会議は年間5回のみなのです。それが直近で言いますと今年度22回、2年前には36回とかいうように非常にこの輝くプランの5年間は平均して1年間に5回ぐらいの会議しか必要でなかった。月に1回あるなしということだったわけです。心配なケースについて必要な会議が持たれるという回数が月に1回あるなしという状況であったのが、その先5年間、2014年からの5年間で言いますと、平均しますと1年間に29回、月に2回以上不安なケース

が起こってというか家庭だとか子どもだとかに対して会議が持たれると、非常に高い頻度に急激になっているわけなのです。ですので、こういった実態をつかむという努力は評価するものですが、そこに対してさらに必要な手だてを打っていくと同時に把握を進める必要もあるし、必要な対策もさらに打っていく必要があるというように思います。

そのために、私は前から申し上げているのですけれども、実態の把握、子どもの生活実態調査をよそで一部されているところもありますけれども、それがやはりどうしても欠かせないというように私は思うのです。ぜひ、その調査について前向きな検討をいただきたいというように思うのですが、それはいかがでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 副委員長おっしゃっています調査というのは、全体的な調査という解釈でよろしいでしょうか。

それでは、現時点でそういう全体に広げた調査というのは、計画を立てておらないところなのですけれども、今現在で要保護の名簿等に載せているお子様、ご家庭につきましては、担当者が家庭訪問等で常に様子を伺わせていただいております。

先ほど、お答えできなかった直近の人数についての数字が、わかりましたのでお答えしたいと思います。

現在で要支援者、この場合要保護者よりもやや支援で済む、保護に至らないという形になりますが、その方も含めて現状で88件となっております。直近の会議で調査の項目、各戸の聞き取りや家庭訪問を通じまして要支援、しばらく見守りでいけると判断できた方については見直しをかけましたので、先ほどおっしゃいました件数よりもかなり人数的に、件数的には減っているという現状になっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 細かく訪問等も行いながら見守りという段階に移行した家庭だとか、対象になる子どもがいるということなのだということがわかりました。

やはり必要な対策を講じる上で、今何がどうなっているのかということきちんと把握する必要がありますので、今のところは実態の調査については全体に行う計画はないということでありましたけれども、ぜひ、ご検討を前向きにいた

きたいというように要望を申し上げておきたいと思います。

ここ最近、児童虐待とかの問題で児童相談所なんかが不適切な対応をなされたとか、そういうニュースもありますけれど、岬町からそういうような事態が起こらないように、もちろんうちは児童相談所やっていませんけれど、それに類するようなことが発生しないように、やはり行政としても適切に努力をいただきたいと申し上げておきたいと思います。

引き続き、お尋ねします。

予算書95ページの目2、児童福祉施設費の節2、給料のところ、町長公室担当ということで一般職級43人。それからその上の1報酬のところ、会計年度任用職員報酬52人とありますけれど、これは保育士の方全員ではないかもしれません。保育士の方が多くこの中に含まれているというように思うのですが、まずそういう見方でいいのかどうかということと。

保育所の入所児童の数についてお尋ねしたいと思います。お聞きしたいのはこの輝くプランの初年度2014年度の岬町内3カ所の保育所の入所児童総数と比較するために直近の同じ総数を聞きたいということと、それに対して職員の配置がどうなっているかということについてもお尋ねいたします。

同じ時期でわかれば結構ですが、保育士の数。正規職員と非正規職員の数についてお尋ねしたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 お尋ねの件につきまして、このプランから数字を使わせていただきます。まず、平成26年4月1日現在でお答えさせていただきます。

入所児童数は当時3保育所合わせまして、148名でございました。そして職員数につきましては、正規職員が19名、そして非常勤職員が24名という形でとり行っております。現在、平成31年度3月1日現在、時期は若干ずれますけれども、直近の数字で申しますと3保育所合わせまして児童数は201名にまで増えております。そして職員の合計につきましては保育士の合計で64名。そして用務員、調理師、看護師も合わせまして職員の合計で71名となっております。前回の調査時で43名ですので、1.5倍ぐらいに職員も増えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 児童数についてはその年によって多い年もあれば少ない年もあるようであ

りますけれども、とはいえ、やはりここ数年は非常に多い状態が続いているというようにお見受けいたします。それに対して当然ながら職員も増やしていったというところであります。

待機児童を生まないために本当に保育士を探すというのは大変な苦勞を伴っているわけですが、ご尽力いただいているというように思っただけで評価をしているところではあるのですが。

先ほど、職員数について直近でいうと64人が合計だというようにおっしゃって、その内訳についてはすぐにわからないようでもありますけれども、先にお聞きしていた中でいうと今年の2月1日時点で正職員が21名、非正規職員が43名というように聞いていたので、それを合計しますと64人なので、多分内訳としてはこれと同じだろうというように思うのです。それでいうと、2014年から2019年にかけて5年間の比較をしますと、正規職員は2人しか増えていませんけれども、非正規の職員は19人増えているのか、引き算できないな。そうなのです。これは非正規の方の力をかりているというのは本当にありがたいというように思うのですが、正規職員はやはり抜本的に増やしていく必要があるというように思います。

それでこそよりよい保育ができるというように思いますので、ぜひそのことは心にとめていただきたいというように要望を申し上げたいと思います。

その上でもう一つお尋ねするのですが、実は保育の現場で余り詳しいことは差し控えますが、それは少し思わしくないと思われるような現場での保育士の対応というのが耳に入ってくるのです。保育士の皆さんも大変な中でお仕事されていますから、理解できないわけではないのですが、やはり子どもたちの成長を阻害するようなことになってはいけませんので、ぜひ、研修等も通じて保育とは何なのかということについて、初心に戻っていただくような機会を増やしてもらいたいというように思っているのですが、やはりそうはいつでも忙し過ぎるというのが実情ではないかというように思います。

それで、職員の配置基準については一定のものが定められているわけですが、やはり保育士さんに聞きますと1歳児が一番大変だと言うのです。それはもう私も子育てしていて子どもの成長を考えたときに、確かに1歳児はすごく大変だというのは思います。なおかつ保育所では1歳児といたら1年間幅広いですよ。

成長の過程がさまざまな状態の子どもがいるし、発達量も1歳児にかかるような年代というのは非常に難しい、いわゆる手がかかるということがありますので。

その1歳児について基本の基準は子ども6人に対して保育士1人というものが定められているものではありますけれども、これをよその自治体でより保育をしやすいうように、子どもたちに目が行き届くように6対1を5対1とか4対1とかにしているところがあるのです。小学校なんかの少人数学級と同じです。子どもの数が減れば先生の目は行き届くようになるのです。そしてゆとりを持って豊かな保育ができるようになる、当然のことなのです。そういう努力をよそではなさっているのですが、その数についてお尋ねをしたいと思います。

大阪府下では43の団体がありますけれども、その中で6対1ではなく5対1や4対1というように1歳児保育の職員配置基準を独自に強化するものとして設けている団体は幾つあるかご存じでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 1歳児で5対1と定められている団体は22自治体と承知しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1歳児で5対1を実施しているのが22の自治体であるということでありました。4対1も実は二つありまして、これ泉佐野市と岸和田市なのです。近いところでもなかなかよく頑張っておられまして、合わせますと24の自治体が5対1とか4対1とかそういう職員配置をして頑張っているということなのです。これは56%ぐらいになるわけなのです。こういう努力を岬町でもぜひなさらんかどうかというように思うのですけれども、ご検討いただけないでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 副委員長おっしゃいますように、1歳児クラスというのは満1歳児を集めたクラスとなっております。ですから1歳になりたてのお子様からもう2歳になって在籍されているお子様まで、さまざまなお子さんがいらっしゃいます。伝い歩きが始まっているお子さんから走り回っているお子様まで、ですから保育士も常に目を離さないような状況が続いていて、保育士の力量が図られるクラスというように承知しております。

現状、岬町では6対1の基準、こちら大阪府条例でも定められている分であり

ますけれども、6対1で行っておりますが、保育現場ではやはり6対1だけでは手が足りないというのが現状ですので、クラスの担任以外にフリーの保育士を随時現場に入らせていただきまして、目の届かない箇所を少なくするように努力しております。

そして、このような事態であれば既に保育所に入所いただいている保護者の方には、目が届く安全・安心な保育が担保されるということで、ご安心いただける、満足いただけるかと思うところなのですけれども、現状はやはり先ほどのお話にもありました保育士の確保が難しいという現状も併せてございますので、基準人数を増やしますと保育士の数を必ず配置しなくてはいけないということであれば、まだ保育所に入れていないご家庭の方に待機をお願いする事態も生じるという、二つの条件が同時に発生してしまうこととなりますので、やはり5対1、もしくは4対1というのは常に頭の中に置きながら現状では6対1のままで行わせていただきたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ぜひ前向きにお考えをいただいて、今、目が届かないところが出ないよというということで、フリー保育士が入ってという現実的には努力もされているということをお聞きしましたので、ぜひとも行く行くは配置基準そのものを見直していただくことを要望しておきたいと思えます。

予算書の101ページの目7、放課後児童健全育成費にかかわってお尋ねいたします。これは一言この点にかかわって申し上げておきたいと思えます。先ほど、節1の報酬のところ、学童保育の指導員にかかわって質問と答弁がありました。それで、私この機会に新型コロナウイルス感染症対策の問題で、学校の一律休校が要請されてそれに応える形で岬町も行っているわけですが、それに伴う実態がどうかということ調査させていただきました。それで、先ほど答弁で寺田課長がおっしゃったように、岬町は直営の強みを生かしたというのを非常に深く感じました。学童保育は府下全体調べますと案外公設公営が多いのです。大阪市ぐらいですわ。全部民間委託というのは。よそは幾つかは少なくとも公設公営、幾つかは公設民営というのがありますけれど、公の力はできるだけ働くよというよことは非常に学童保育においては努力をされています。どこの自治体も。それで、岬町も公設公営、直営という形で子どもたちの放課後の安全を守っているわけです

けれども、なおかつ来年度については1人増員ということを検討されているというご提案でございます。

それで、今回コロナ対策の問題で直営でよかったと私は本当に思いました。それと同時に、岬町の英断、連携、これは子育て支援課と教育委員会とが連携しなければならない。恐らく町長が一定の判断を下したということだと思うのですが、この対応は非常に早かったし対応についても保護者に対しても丁寧に周知もしたしということを非常に私はここは本当によそに比べて力を発揮したというように思いますので、ぜひ、こういった直営を守ってほしい。何か起こったとき、東日本大震災のときでもそうでしたよね、結局公務員を減らしてきたことがその地域に大きな被害をもたらしたわけです。何か起こったとき、誰が最後に守れるのといったらやはり公なのです。ですので、今回発揮されたような力を今後も発揮していただけるように、この点については一言申し上げておきたいというように、先ほど聞いていて思いました。

引き続きお尋ねいたします。

予算書の105ページですが、ここはちょっと難しいのです。幼児教育保育の無償化についてお尋ねしたいのですけど。私は実は頭が混乱してしまっていて、お教えいただきたいと思っている事柄なのですけど。ここに幾つかの項目で幼児教育保育の無償化にかかわる予算が設けられているわけなのですが、どの予算が何を指しているのかというのが私よくわかりませんで、その点についてお聞きしたいと思うのですけど、私もたくさんしゃべって疲れてきたから、ひざ詰めで今度寺田課長に教えていただくことにして、この場では最低限お聞きしたいことだけに絞りたいと思います。

一つは、給食費の完全無償化の問題です。幼稚園と保育所の給食費の完全無償化ということを引き続き行うということで、非常に保護者から歓迎される大きな子育て支援策だというように思っているし、この点については岬町はもっと上手に自慢したらいいと思うのです。特に、おやつ代とか副食費といわれているもの。よそなどは保護者に副食費を払わせたりしているのです。この機会に。だけど岬町はそこまで公の責任でやりましょうとってお金払っていますと、どうぞ岬で子育てしてくださいという宣伝をもっとしたらいいのになと、いつも私は思っています。

それで、前も言いましたけど、この幼児教育保育の無償化の中の給食費の完全無償化とおっしゃるのだけど、これは公立に限ってのことであるのか。以前、私立についても拡充するべきではないのかということをご提案したことがあるのですが、その点がいかがかということを知りたいということと。

それから、子ども子育て支援制度に移行していない幼稚園の保育料、これは海星幼稚園のことだと思いますけど、その保育料及び幼稚園認可子ども園が教円幼稚園です。での預かり保育等を利用する家庭の経済的負担を軽減すると書いてあるのですが、その具体的な中身がちょっと私よくわからないので、お尋ねしたいというように思います。

それからもう1点です。子ども子育て支援新制度に伴い、私立、認定こども園、及び私立の幼稚園に対して財政支援を実施するというごことで、これは来年度の拡充というように示されているのですけれど、この中身が財政支援って一体なんだろうと思うわけです。この三つの事柄についてお聞かせいただきたいとご思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 まず一つ目は、給食の点についてですけれども、現状で公立のみ無償化とさせていただきます。そして私立については引き続きご意見等伺いながら検討していきたいと考えております。

そして、二つ目の子ども子育て支援についてですけれども、先ほどおっしゃいました支援制度に乗っていない幼稚園と申しますのは、海星さんではありませんでして、町外の幼稚園、広域で預かりしている分がございまして、そちらの件になります。そちらの件で広域で利用されている方に対しての負担のお話になっておりますので、町内については両幼稚園とも新制度にそれぞれ乗っておりますので、ご理解ください。

三つ目の財政支援についてですけれども、こちらにつきましては、先ほどもお答えさせていただいた中にもありましたが、施設型給付費であるとかそういう形でのこちらからの財政支援となりますので、具体的に個人宛ての支援ということになりましたら、現在のところ予定はありません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 詳しくはまた寺田課長に教えてもらうことにいたしましょう。

この中で、私からも要望しておきたいのは、谷崎委員がおっしゃられたゼロ、

1、2歳の課税世帯の保育料の問題です。ここへもぜひ支援を広げていただきたいと要望したいと思います。

もう一つ聞くのですが、節20の扶助費のところでは認可外施設等助成費とあるのですが、これはどこの施設のことなのか、最後にお聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 お尋ねの認可外施設等助成費につきましては、事業所内保育を行われているところ1カ所と、ファミサポで保育を利用された方、そしてもう1件につきましては新規が増えた場合を考えておりますので、合計3件に対する施設等助成費を計上しております。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。これで民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。予算書104ページから119ページをご覧ください。ただし、109ページの19負担金補助及び交付金に係るものはほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

道工委員。

道工委員 1件だけお尋ねしたいと思います。

淡輪火葬場の改修、三つあった炉を早くやっていただいて全部直ったと聞いているのですが、今回これは動物の炉なのか、その辺も聞かせてください。どうなっているのか。111ページです。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 111ページの工事請負費、淡輪火葬場改修工事632万5,000円ですが、内訳としましては動物炉の改修工事を見込んでおります。それと、高圧気中の開閉器更新工事との2件分で632万5,000円となります。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 動物炉ということですが、1カ月に何匹ぐらいここで焼いているのですか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 今、手持ちの資料ございませんので件数についてはお答えできないで

す。申し訳ございません。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 私、調べてみたら、大事な犬ですから1匹ずつ焼くのは約1カ月に20件ぐら
いあるようです。固めて焼くのが30匹くらいあるようです。この1カ月の間、
動物をどうするようにお考えになっているのか、阪南、泉南の火葬場のほうにお
願いしているのか、その間1カ月間積み上げておいてうじを湧かすのか。その辺
のところどうお考えになっているのか聞かせてください。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 動物炉の改修工事としましては約1カ月かかるとお聞きしております。
その間につきましてはもう一つ冷蔵庫を用意して保管するような方法で行おうと
考えております。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 50匹くらい冷蔵庫に入るのですか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 火葬場の炉内のところに設置しております。それともう一つ用意して
入れようと考えているのですが。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 いいのか悪いのかわからないのですが、人間を埋葬する炉が三つありますよね。
その炉は動物には使えないことになっているの。取り決めあるのかな、この辺。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 その点につきましては、調べてまたお答えします。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 結構、動物を愛される方がたくさんいて、何日も放っておかれたらぐあい悪い
と。1匹ずつその家庭は焼いてほしい、骨を収集したいという方がたくさんおら
れるようなのです。ですからその辺の対応をできたら阪南市、泉南司の火葬場の
動物炉のほうにお願いするとか、以前、和歌山市のほうにもお願いしたことがあ
ったようですね。その辺の対応もちょっとしておいてあげないといかんのと違
うのかな。どうでもよい動物でしたらそら積み重ねて冷蔵庫に入れておいて積み下
げたらいいというようなものだけでも、少なくとも1カ月に20匹ぐらいは1匹
ずつ焼いてほしい、骨上げもしたいというような家庭がおられるようですわ。そ

の辺の対応もきちんとしておいてあげないといけないと思います。

以前には人間焼くところの炉ができなくてよそへお願いに行った。町長判断でえらい差額を町で負担していただいたことも喜んでいましたけどね。本当にそういうことで犬、猫にしたところで大事にしている方たくさんいますので、その辺早急に対応を和歌山市に頼むとか泉南市、阪南市のほうに頼むとか措置をお願いしておきたいと思います。その辺多分やっていただけるとは思いますけども、その辺だけお願いしておきたいと思います。

松尾委員長 ほかの委員の皆さんいかがですか。

坂原委員。

坂原委員 資料107ページの13委託料ですが、13委託料上段と下段にあるのですが、その両方にかかわってお聞きします。

上段の13委託料の中で、福祉課妊産婦一般健康診査委託料とあります。これの30年度の実績をお聞きしたいと思います。

それから、その下段のほうの13委託料、インフルエンザ予防接種委託料、これもあわせて30年度の実績、件数を。31年度令和元年度の2月末時点での決算見込みなどもしわかったら、あわせてお聞きしたいと思います。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 委員お尋ねの妊産婦一般健康診査の委託料につきましてですが、平成30年度につきまして、内容としましては妊婦の検診と産後の検診になります。妊婦の健康診査につきましては、30年度全体で64人の方に受けていただいております。産婦の健康診査につきましては41人の方に受けていただいております。どちらも対象となる方全員が受けていただいている状況になります。

申し訳ありません、今年度の決算見込みにつきましては現在計算しているところですので、またわかり次第お知らせしたいと思います。

続きまして107ページ、インフルエンザの件数でございますが、30年度のインフルエンザの件数につきましては、高齢者のインフルエンザにつきましては5,965人中3,068人の方受診していただいているところです。また、31年度につきましても決算見込みにつきましては、今集計しているところですので、またわかり次第お知らせしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 見込みのほうはもうそれで結構です。

今、件数の報告がありました。令和2年度の新年度も大体同じような人数で推移すると見てのこれは予算でしょうか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 妊産婦の健康診査につきましては、令和2年度につきましても例年実績に基づいて人数を算定させていただいております。また、高齢者のインフルエンザにつきましては、来年度65歳以上になられる方からあと5歳刻みで年齢を計算しまして、今時点での人数を出させていただいております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その件、了解しました。

もう一つ、上段のほうの13委託料の中で、産後ケア事業委託料とありました。これの内容とこれもわかれば件数とお願いします。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 産後ケア事業につきまして、お答えします。

委員、お尋ねの産後ケア事業につきましては、こちらまず産後の産婦さん、お母さんと子どもさんをまずショートステイといいまして、医療機関のほうで宿泊を伴い、心身のケアをするものです。それ以外に、デイサービスといいまして、やはり産後のお母さんと子どもさんが日帰りで病院のほうに来まして心身のケアを受けるものになっております。

こちらの実績でございますが、産後ケア事業につきまして、ショートステイにつきましては平成30年度2名の方が合計10泊産婦人科のほうでお母さんと子どもさんとが宿泊されております。デイケアにつきましてはご利用者がいません。こちらにつきましては、やはりデイケア、病院のほうへ日帰りで出向いて行くというところでの負担感と、宿泊をしてお母さんはお母さんでゆ作り睡眠がとれる、子どもは子どもで必要な心身のケアを受けられるということで、やはりニーズが高いのはショートステイだというように思っております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 ありがとうございます。

少子化が進んでいる岬町にとって、出産、子育てしやすい町という取り組みをこれからも進めていってほしいと思います。

続いてもう1点、109ページなのですが、18備品購入費、機械器具費とあります。この内容について教えてください。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 備品購入費54万8,000円につきましては、騒音計の購入費用でございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 騒音に関しては、一般住民さんから苦情とかの対応と思うのですが、これは従来大阪府で環境対策というのは府が管轄と聞いておりました。それが近年、権限移譲で町に移っているというように聞いております。ところが、権限だけ移譲されて騒音計など機器が全然なかったというように聞いていましたので、これは今回そういう苦情に対する機器を購入すると、そういう費用と理解してよろしいのでしょうか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 委員おっしゃるとおりでございます。

松尾委員長 坂原委員、いいですか。

ほかの委員の皆さん。奥野委員。

奥野委員 2点お聞きしたいと思います。

107ページの下から2段目の委託料。個別予防接種委託料、4種混合等になっていますが、この等にはあと何が含まれているのか、その種類をお教えいただきたいと思います。

それと、111ページの墓地費の工事請負費です。その中で深日墓地整地工事とありますが、この工事内容をお教えいただきたいと思います。

その下の淡輪の墓地の駐車場、これ何台分ぐらいの整備工事になるのか、数字をお願いいたします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 深日墓地整地工事ですが、深日火葬場跡地に20区画の墓地があります。その道路側10区画につきましては勾配部分がありまして、その勾配部分が土砂でできているため、擁壁工事を行うものです。

淡輪火葬場の整地工事につきましては、5台分を予定しております。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 委員お尋ねの予防接種個別の委託料につきまして、中身につきましては、4種混合、日本脳炎、2種混合、麻疹・風疹混合ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘、B型肝炎ワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチン、風疹追加対策の抗体検査費用、風疹追加対策の予防接種費用、あとは10月より定期接種化が始まります乳児のロタウイルスワクチン接種につきまして、予算計上させていただいております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 たくさんあったのでよくわかりました。ありがとうございました。

松尾委員長 ほかに質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 117ページの塵芥処理費のところの需用費というのを見ていると、やはり高どまりというのですか、ずっと高額な予算がかかっております。これはまた美化センターの補修の費用かと。これはずっと長寿命化計画ということで、必要なものかと思われまます。仕方がないもので必ず必要なものだと理解するのですが、現在、広域化ということで各部門、福祉、ごみのことも関連していろいろ計画されているのかと思う中で、各泉州の中でも岸和田市なり熊取町なり泉佐野市なり、田尻町なり泉南市、阪南市なりでごみの処理の広域化ということを検討されている真っただ中ではないかと思っているのですが、そういう声というのは岬町にきているのかどうか。また、それに対してどのような姿勢で臨んでいるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

松尾委員長 どちらがお答えされますか。

今坂しあわせ創造部理事 ごみ処理についての広域化というのは、昨年から泉南、阪南の共同でしている組合のほうから広域化、岬町も入れて一緒に検討したらどうかという話で、勉強会をするようになりまして、昨年1年間に3回程度勉強会を行いました。実際、長寿命化をするのか、その広域化に入っていくのかというところなのですけれども、やはりそれぞれのメリット・デメリットございますので、その辺は勉強会においては一応参加することは表明はしておりませんが、とりあえず岬町においても今の施設がかなり老朽化しておりますので、業者等とも長寿命化を検討しながら、当面の間は町単独で運営でいくということにしております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 そういう判断というのを支持しようとは思いますが、片やそういう検討会があるならば、早いこと入っておいたほうがメリットはあるとも思いますし、その辺をまた政治的な判断になると思うのですが、前向きに検討していただければと思います。要望です。

松尾委員長 そのほかの委員さんで質疑ございませんか。

反保委員。

反保委員 一つの提案なのですが、107ページに緊急の救急車、先日、救急車の件でえらい論争やっていました。というのは、深日の漁港、元漁師さん、たくさん人数が集まる場所がありまして、そこで皆高齢になっていますので体調悪くなって救急車を呼んで病院へ搬送されました。そしてそのことは帰ってきてからたくさん漁師OBの人に5,000円かかったと、救急車乗ったら5,000円かかるという、そういう話が出てきて、家族の方が私のところへ来ました。救急車乗ったら5,000円ほどかかるのかと。ところが救急車は住民サービスだから無料だと。ただ、病院へ行けば初診料とともに5,000円ほどの金額が上乗せされるという説明をされたのと同時に、高齢の方ばかり集まっていて救急車を呼んでも皆さんお金持っていないのと違うのかと。だから救急車を降りるときに5,000円払うような手持ちなしで皆遊びに来ているのに、そういう話というのは全然理解できないという話をしたら、お金持っていなかったはずだし何でそんなことになったのだろうという、そういう話がありました。

岬だよりの医療のところ何かそういうような誤解、

松尾委員長 反保委員、それ予算に係ることですか、それは。大丈夫ですか、質問の趣旨をもう少し明確にというか、簡潔にお願いしたいと思うのですが。どこの部分か。

反保委員 提言的に岬だよりの医療のところそういうようなわかりやすいのを載せられたら誤解する方も少なくなってくるのと違うだろうかと、そういう提言ですわ。これに関連する。

松尾委員長 要望でよろしいですかね。これにお答えできますか。お答えできる方いらっしゃいますか。これは要望という形で次に進みたいと思いますがいいですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 そのほかで質疑ございますか。

中原副委員長。

中原副委員長 予算書の111ページの火葬場費にかかわって、先ほど道工委員がいつとき火葬場で事故、故障か、故障があつてというときのことを、急遽補填をされて予算を恐らく流用されたのでしょうか、そのいきさつが語られましたけれど、今回来年度予算については動物火葬炉を更新するということで予算化されているように認識しているのですけれど、ほかのところは大丈夫なのかという不安があつて、状態についてどうかということと。

それから、この機会にお尋ねしますけれど、あれはいつであつたか12月であつたか1月であつたか、いつとき火葬の受け入れを非常に制限せざるを得ない状況があつて、修理するには部品の調達に一定の時間がかかるということで、よそへ行って火葬することになったと。その後の手当てについてはどのようになつたのか、聞く機会がなかつたのでこの機会にそのこともあわせてお聞きしたいと思います。

それはご遺族の方に対する補償の問題と、それからもう一つ、事業者にそのことで何か損害が及ぶというようなことはなかつたのか。そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。

火葬場についてはその1点をお尋ねしたいというのと。

それから、墓地費なのですが、工事請負費のところでは先ほど質疑、また答弁がございました。それで確認なのですが、深日墓地の整地工事というのは先ほどの答弁だと深日の火葬場の跡地の整地なのだということにおっしゃっていて、私はあれかなと思つて、法面が崩れていたところがありましたけれど、あのことは関係ないということでもいいのか。そうしたら前に直していたところはもう安全になっているのか。場所わかりますね。旧国道、現在の府道から見えるところですが、そこはどうなのかと思つて今回予算にそれが上がってきているのかと思つていたのです。そのあたりについてお聞きしたいと思います。

それから、予算書の115ページ、保健センターにかかわつてお尋ねいたします。節15工事請負費に保健センター耐震補強工事と記載されておまして、現在も工事が進められているというように思いますけれど、来年度も引き続き行う。そして来年度中に完了する予定だということに思つているのですが、完了の時期はいつかということと。それから利用者との関係で工事をしながら一部でも利用

できるところがあるのかどうか。また、従前の状態に戻る、今までどおり使えるようになるのはいつごろのことなのか。そのあたりについてもお聞きしたいと思います。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 昨年11月23日に2号炉の火葬炉の操作盤の故障により3号炉だけの運転となりました。そのときに1号、2号、3号動かせるように部品の手配をしまして、今現在は、全部動かすことが可能です。

事故のときの遺族の方の対応ですが、1件ございました。他市に火葬を持っていかれた方が1件ございました。その方につきましては要綱の整理などをしまして還付をする予定でございます。

次に、旧火葬場の跡地の整備工事につきましては、大阪ゴルフ場側の法面の工事ではなく、今年度で終わっております。2年度の予算にありますのは旧深日火葬場跡地の整備でございます。

すみません、委員おっしゃっていましたが動物炉以外は大丈夫なのかということですが、1号炉、2号炉、3号炉も全部動くようになりましたので、大丈夫です。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 委員お尋ねの保健センター耐震補強工事についてお答えします。

現在の工期は調整中ですが、7月から12月までの間というように考えております。保健センターの利用につきましては、今回補強する場所が1階部分の壁が3カ所ほどございます。ただし、2階等については利用が可能ということで聞いておりますので、実際には利用が可能です。ただし、全館を使って行う住民健診、特定健診、がん検診の7月等の実施につきましてはやはりセンターでは難しいので、今年度と同じように青少年センター・文化センターをお借りするということで、今調整しております。今年度につきましては、全館使えないという状況でかなり多くの保健事業を会場を移して実施したのですが、来年度につきましてはそこまで多くなく、また工事期間中であっても騒音等出るものに関しましては業者との調整が可能でして、保健センターの事業にできるだけ影響が出ないように、工事日程を調整していただくことで保健センターでの実施を今調整しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先にお聞きした火葬炉なのですが、今は問題なく動いているということ

でありましたけれど、私が心配だったのは急な故障とか老朽化等の関係で今後不安なところはないのかということをお聞きしておりました。もしも今の私の問いに対して何かあるようでしたら、お聞きしたいと思います。

保健センターについては利用者の皆さんにご苦勞をおかけしながらも、結構人気がある体操教室なんかはすごく人気があったりしていい評判も聞いておりますけれど、利用者の皆さんにご迷惑をできるだけかけない形で、ただ安全面にはご配慮いただいて活用していただけるように工夫していただければと思います。

それからもう一つお聞きしておくのですけれど、予算書の117ページの節13委託料、これは塵芥処理費の清掃費に中にあるものなのですが、この節13の中の一番下のところに粗大ごみから始まるのが幾つもありまして、その中で乾電池だけは今年度の予算と比較しますと金額が少なくなっている。それ以外は増額の高は別にしてどれも増額しているわけなのです。ということから類推しますと、これはごみの量が増えているというように、この種類のごみの量が増えているというように考えたらいいということであるのか。排出量についてお尋ねをしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 1点目の火葬場につきましては、人体炉の火葬炉の改修工事は全部行っております。基盤につきましても今回工事にしましたことにより改修はできておりますので、今のところ問題ないと思います。

117ページの委託料、ごみの排出量につきましては横ばい状態にあると考えております。金額が上がっている分につきましては、処分量の引き上げなどにより値段が少し上がっているところです。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 処分量が上がっているということ、もう少し詳しく説明いただけますか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 粗大ごみの処分委託料の粗大不燃ごみが去年より96万5,000円上がっておりますが、処分先が今までは、和泉市に運んでいたが和泉市の残土処分場がいっぱいになると業者から言われておりまして、次は伊賀市に持っていかなければならないと、そういう可能性もありますのでということで、増えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 粗大不燃ごみとおっしゃった、一番上の項目のことですね。わかりました。
結構でございます。

松尾委員長 そのほかの委員さんで質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。予算書の142ページから143ページの目3コミュニティバス運行費をご覧ください

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 コミュニティバス運行費について何点かあるのですが、まず143ページ備品購入費、コミュニティバス購入費ということで2,145万円。この説明資料を読みますと1台の購入ということになっておりますが、これは入れ替えなのか増車なのかまず聞きたいのと、どのような車種で定員何名のバスになるのか。それとこの購入する車両の財源といいますか、これは町単費なのかその中でも交付税措置が見込まれるのかどうかというのを教えてください。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 まず最初に、備品購入費2,145万円についてですが、ノンステップバス1台の購入、これまでマイクロバスで運転していましたが、以前走っておりました赤バスをイメージしていただければと思います。そのバスの購入予定をしております。増車で考えております。定員につきましては36人乗りを予定しております。

財源につきましては、本債の起債が75%。残りの25%につきましては府貸付金を想定しております。交付税はありません。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 答弁いただきました。

それでは、その車種ノンステップバスというのは外国産であったのか国産であったのか、1回教えてもらおうか。お願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 国産です。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 それでは、質問を変えます。

このページの一番上の報償費、地域公共交通会議委員報償費というのが出ているのですが、自分も幾度となくこの会議を傍聴させていただいておりますが、その都度いろいろな意見が出ているのかと思うのですが、その会議で出た意見等々を反映できているのかどうかというのが気になりまして、厳しい意見等々もあるのかと思うのですが、その辺の状態を担当の感じでどんな感じなのか、どんな雰囲気なのかをお聞きしたいと思います。

松尾委員長 辻里課長ですか、それとも。

辻里生活環境課長 担当としましては、反映していると思っております。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 先月、交通会議が開かれまして、運行状況、利用者の増減アンケート調査に対して議論していただきました。新しいダイヤとか支線等についてどうしていくかというような意見を出していただく場であります。この3月にアンケート調査を実施し、ご意見を集約して次回、5月、6月ぐらいの交通会議で反映していこうと考えております。

意見の反映については大体そういうことなのですが、住民さんから直に要望をお聞きしたり、タウンミーティング等でご意見をお伺いしたりということで、新しいダイヤ改正等を実施する予定です。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかに。

坂原委員。

坂原委員 143ページの14使用料及び賃借料のところ、駅構内乗り入れ使用料とあります。これの内容をちょっと、内訳など教えてください。

松尾委員長 辻里課長ですか、それとも。

辻里生活環境課長 駅構内乗り入れ使用料ですが、みさき公園駅、淡輪駅、多奈川駅の構内の乗り入れ使用料になります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 みさき公園が今度岬町のものになったら、来れないのかなと思うのですが。

その辺はどうか。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 みさき公園の駅前の今バスのとまっているところ、それからタクシーのとまっているあたり、あのあたりも一応譲渡エリアということで今現在協議をさせていただいておりますので、協議が整いましたら町有地になりますので、その分の借り上げ料は不用になるということになってまいります。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 コミュニティバス運行費にかかわってお尋ねいたします。

来年度の新規事業として、コミュニティバスの購入費ということで先ほど竹原委員から質問があった事柄についてお尋ねいたします。

これは説明の資料を読んでいいなと思ったのです。車椅子への対応、こういうことも公共交通会議の中でも要望出ていたし、思い切ったなと思って見ていたのですが、これは何か特別な要因があったのか。そういう車椅子の方にもご利用いただけるものということ前から課題として考えていて今回予算化したのだとか、何かそのあたりのいきさつがあればお聞きしたいということと。

それから、バスについては新規で購入ということをお聞きいたしましたので、バスが余るとは思わないですけど、例えば以前から住民さんの団体なんかで町内を走っているコミュニティバスを自分たちの事業に生かせないかというような要望なども出ていたかと思うのですが、数がもし増えるということで何かこれまでの要望に応えられるような予知が出てこないのだろうかということを思いましたので、お聞きしたいと思います。

それから、利用者数についてお尋ねをいたします。2019年度中、平成31年度、令和元年度の利用者数をお聞きしておきたいと思います。

それからもう一つなのですが、今後の改善について、さっきのコミュニティバスの購入も改善といえば改善なのですが、これまでいろいろな声が担当課にも寄せられていることだろうと思うし、それにできる範囲でお答えになっているというように私は思っています。また、地域公共交通会議の中でもいろいろな要望も出てきているわけですが、議会の中でも例えば路線、それからダイヤについても私だけではなく要望の声が上がっていたと思います。今後の改善について

何かお聞きできることがあればお聞きしたいというのと。

これまで、私は言ってこなかったのですが、停留所へのベンチの設置。議会内でもほかの委員さんがおっしゃった中で、善意の協力者によるところでベンチの設置がされているところがあるということは以前お聞きしたことがありました。また、設置できる条件のあるなしということもありますので、全てにおいて機械的にということまでは申し上げませんが、私のもとにも住民さんから待っている間、特に暑い時期、ご年配の方が待って立っておられるのが心配だというような声がありまして、ベンチの設置についても積極的に考えていく必要があるのかというように思いました。

そういったことも含めて今後の改善についてお聞きできればと思います。お願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 マイクロバス購入のいきさつですが、運行開始から4年を迎えまして、特にマイクロバス、基本路線で走っているバスの排ガスの調整装置であるとか空気調整装置などの故障が多くありまして、整備点検日数も伸びてきている現状です。また、マイクロバスにつきましては運行当初から入り口が狭い、老人カーのような歩行の補助具の持ち込みがしづらいなど、いろいろバス車両の転換の要望もございましたので、令和2年度におきまして1台購入を上げさせていただいております。

次に、令和元年度につきましては、令和2年1月までの状況で、平成30年度も1月までの乗車人数で答えさせていただきます。平成30年度につきましては、基本路線で9万9,781人。乗り継ぎ支線で9,725人。合計10万9,506人。令和元年度につきましては、基本路線10万687人。乗り継ぎ支線1万803人。合計11万1,490人で1,984人の増となっております。

今後の改善ですが、路線の拡充、ダイヤ改正、みさき公園からの乗り継ぎなどの問題点がいろいろありますが、その都度担当課で考えまして、より良い使い勝手の良いバス運行を目指していきたいと考えております。

ベンチの設置につきましては、大阪府の協議とか警察の協議がありますので、担当課としましては関係部署と調整しまして考えていきたいと思っております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今さっき利用者数、乗車人数もう一回ゆっくり言ってもらえませんか。よう書きませんでした。すみません。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 平成30年度ですが、1月までの基本路線の乗車人数は9万9,781人。乗り継ぎ支線が9,725人。合計10万9,506人。令和元年度ですが令和2年の1月までの乗車人数は基本路線で10万687人。乗り継ぎ支線で1万803人。合計11万1,490人です。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 増車ということで、1点マイクロバスの他団体等の利用というのをお聞きされたと思うのですけれども、やはり先ほど辻里課長が言いましたように、かなり現在使用しているマイクロバスが老朽化しております。老朽化してきて故障がちになっておりますので、実際余力があつてすぐ使えるかということになると新車の手配も発注から納車まで約7、8カ月かかりますので、状況を見ながらという形になると思います。すぐに対応できるかというのは今後の課題かというように思っています。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 わかりました。ありがとうございます。

バスについては私はよく努力されているというように思っていますから、引き続き努力を求めておきたいと思うのですが、今回のマイクロバスの購入は何年も前からかもしれませんけど、寄せられた住民の声に応えるものだったのだと、出入り口が狭いとかシルバーカーを持って乗れないとか、私も議会でも言ってきたし担当のところにもよく寄せられていたのだと思うのです。そういう声。なるほどと思つて感心して聞いておりました。

利用人数なのですが、1月までということで今お聞きしました。少なくとも2018年度については年度合計が恐らく出されているものというように思いますので、今後こういった委員会審査に来られる場合は直近の数字についてはつかんでぜひ臨んでいただきたいというように思います。というのは、まち・ひと・しごと・総合何とか戦略、創生総合戦略だったか、あれに載っていました。2030年度の利用人数については。だからわかるからいいの。それをまたこういうところでは答えていただきたいと、お願いしておきます。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 年度で平成30年度の基本路線が11万9,090人。支線が1万1,564人。合計13万654人です。

松尾委員長 中原副委員長、どうですか。ほかありますか。

中原副委員長 いいです。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは質疑なしと認めます。これで土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。予算書の176ページから177ページの項2、衛生施設災害復旧費をご覧ください。

質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 該当するのは一つの項目しかありませんよね。この委員会では。予算書では176、177ページの款11災害復旧費の項2の大阪湾広域臨海環境災害復旧負担金とこれだけですよね。これが何なんか私一切よくわからないので、教えていただきたいと思います。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 ごみ処理施設で燃やした灰を大阪湾広域の臨海環境センターへ持っていっておりますが、平成30年の台風20号、21号の際にこれまでの想定を超える高潮、高波がありましたので、最終処分場としての機能が喪失したことに伴い、災害を未然に防止するために災害対応関連工事を実施するということになりました。その工事の負担金でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 臨海環境センターってどこにあるのですか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 堺のフェニックス基地です。

松尾委員長 よろしいですか。中原副委員長。

皆さんはないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。これで災害復旧費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原副委員長、反対ですか。賛成ですか。

中原副委員長 賛成です。

松尾委員長 反対の方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それではどうぞ。中原副委員長。

中原副委員長 改善していただきたい点については、質疑の中で申し上げましたので、また今後運営するにあたってご留意いただきたい点についても質疑の中でお伝えをしておりますので、この場では繰り返すことはいたしません。

ただ、来年度の一般会計予算の本委員会付託分につきましては、先ほど来さまざまお聞きしておりまして、とりわけ子どもの育ちにかかわる部分の問題で手厚い事業を引き続き進めようとしていることや、また老人医療費の大阪府の制度の改悪に対しては、ほかの市町村とも連携しながらという枕言葉はありつつも、意見を伝えていくとしっかりとお答えいただいたその姿勢にも評価できるものがあるというように感じているところであります。

また、火葬炉の操作盤の故障について先ほどお尋ねしましたけれど、これは来年度予算にかかわるものではありませんけれど、ほかの市で火葬なされた方に対して還付を適切に行うと。岬町は小さな町かもしれませんが、小さな町だからこそできる本当に細やかな手だてを従前から打ってこられているし、来年度についてもその姿勢が見られるというように感じているところであります。必要な努力はしていただくとして、評価できるものが数多く見受けられましたので、賛同したいと思います。

松尾委員長 そのほかで、討論に参加される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第5号は本委員会において可決されました。

ここでお諮りしたいと思います。

東日本大震災の地震発生時刻が午後2時46分でございます。もうすぐ放送が流れる予定ですので、ここで一旦暫時休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

松尾委員長 2時50分スタートで再開したいと思いますので、戻ってきていただければと思います。

(午後 2時36分休憩)

(午後 2時50分再開)

松尾委員長 それでは、会議を再開したいと思います。

続きます。

議案第6号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書193ページから234ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 質問いたします。予算書の203ページ、国民健康保険料についてお尋ねいたします。いつも値上げされるかどうかということをお聞きしますが、予算の段階ではなかなか明確なお答えはしにくいということは重々承知なのですが、ただ、来年度の大阪府の統一保険料なんかを見ていると、岬町においても上げるを得ないのではないかと考えています。保険料の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つ、この保険料、すごく頑張っているのだけど高いというのが実際の問題だということに思います。なおかつ都道府県化されて来年度で3年目だと思いますけれど、どんどん上がっていつまでかという府が示している統一保険料は、そこに岬町も開始から6年後には合わせていこうとするわけですから、この先もどんどん上がっていくだろうということが予想されるわけなのです。皆さんご存じかどうか知りませんが、国からの財政なんかも結構な規模で入れら

れているのに、本当にどんどん上がっているのです。統一保険料。びっくりしますわ。だから岬町としてできる努力をというように求めるものなのですけど。

その中でできる努力として子どもの均等割について、以前議会で提案したことがございます。子どもの均等割については減免など実施しての少子化対策になるかならないかわかりませんが、少子化の折でもありますので子どもが一人増えたら保険料がぼんと上がるというようなことを回避しようということで、全国でまだ少ないとはいえ、32の自治体に子どもの均等割の減額、また免除が広がっているわけなのです。それを岬町でもぜひなさったらどうですかということをお聞きしたいのですが、そのことについて、それ以後ご検討いただければお聞かせいただきたいというのが二つ目であります。

それから、211ページですが、一番上の節1報酬のところ、会計年度任用職員報酬1人というように記載されております。これ以前お聞きしたときに、技能実習生の資格にかかわる事務だとか、年金の事務についても人手が必要だということで、それにもあたっていただく方として雇用しているというようにお聞きしていたと思います。来年度も同じようなことなのかというように思うのですが、1年前にお聞きしたときには月に100件程度処理なさっているとお聞きしましたけれど、最近はその件数はいかようか。増えているのか横ばいなのか減っているのか。そのあたりについて、もしつかんでおられたらお聞きしたいと思います。

もう一つ聞いてもいいですか。223ページの節13と19に大阪府健康づくり支援プラットフォーム事業について記載されております。これは内容については以前お聞きしたので、繰り返してお聞きする必要はないのですが、登録者数が岬町では直近でわかっているところで何人おられるのかということをお聞きしたいのと、それからこの事業によって一定のデータが蓄積されるわけですけども、そのデータをどこかに提供しているというようなことはあるでしょうか。

以上、お聞きいたします。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 まず、保険料のお話ですが、委員先ほどおっしゃっていただいたとおり、平成30年度の制度改正以降、統一保険料については結構引き上げが続いております。令和2年度につきましても統一保険料については上がるとい

うふうな結果が出ているというように確認しております。本町におきましては、6年間の激変緩和措置期間につきましては最終的には統一保険料にあわせにいかないといけないということが前提にはなりますが、それに伴って市町村規模によって標準保険料率というのを大阪府のほう算定されておりますので、それとあわせて本町独自で今まで算定していた方法でどのくらいの保険料率になるのかというのも全て鑑みまして、最終的にその年の保険料を決定するというやり方を広域化以降も続けております。これにおきまして、比較しまして最終的にはそこに近づけないといけないという事情はありますが、この内容で今後も6年間の間は加入者の方の負担にならないような方法で、保険料率については検討していきたいと考えております。

今年度におきましても、標準保険料率自身も以前よりは高目に設定されてきているという形にはなってくるのかというように考えますが、ただ、著しい上昇にはならないように極力負担が抑えられるような形で考えていきたいと思っております。

子どもの均等割の件につきましてですが、広域化の検討をされている調整会議の中でも、2、3そういう話が議題に出たというような話をちらほら聞いてはいるのですが、本町独自としましてはやはり負担の公平性の部分から考えまして、今のところまだ検討しておりませんが、これが例えば広域化の中でこういう措置をするというような形になってきますことも考えられますので、検討課題として検討していく必要があるのかというように考えております。

次に、会計年度任用職員の話ですが、一般管理費のほうについている会計年度任用職員につきましては、委員おっしゃっていただいたとおり、技能実習生の転入・転出に際した事務の手続を一手に引き受けていただいております。件数につきましては、大体月100件程度で推移しているような感じに見受けられます。まだ今年度の件数については確認しておりませんが、やはりここ何カ月かはコロナウイルスの関係で入ってこられる方が減っているのかという印象は受けますが、それでもやはり毎日それなりに移動の届け出はありますので、件数的には急激な減少はないのかというように思われます。

次に、プラットフォーム事業の登録者ですが、直近で大体1月末ぐらいの時点だったと思いますが、岬町の市町村会員の方、要は町内で本登録を済まされてい

る方、一旦登録をした段階では仮登録という形になりますので、保険証の写しとかいろいろ情報を送った上で本登録、確認がとれた時点で本登録ですという形になりますので、その本登録まで終わっておられる方、岬町内で314人。あと、そのうち国民健康保険の加入者の方については本登録が終わられている方は96人ということで聞いております。

これにつきましては、いろいろデータが蓄積されていきまして、大阪府の委託業者のほうから毎月どのくらいの登録者数がいて、年齢階層別にはどれくらいやという形の情報はうちのほうも提供を受けておりますが、これはうちを経由してどこかほかの団体等に提供しているという事実はございません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 一つ目にお答えをいただいていた子どもの均等割の問題についてですけど、岬町は広域化とかの会議の一員になっているかどうかよくわからないんですけど、全部が集められるときもあるのでしょうかけれども、議題に上がったこともあるということでもありますから、ぜひそれについては議題に上がったときはもちろん、上がっていないときに何かその他とかでいえるようなときがあれば、ぜひ議会でこういうことを言われていましてと言ってほしいというように思います。これは構造的にすごく矛盾がありますので、どこかを減らすとどこかが重くなるという、そもそも抜本的には国がきちっと対策しないといけないことがあるんですけど。ですので今の仕組みだけでは解決しない問題もありますけれど、ぜひその問題については負担の公平性ということはあるんですけど、子どもの数が増えたらいいと思っているのはみんなそうだと思いますから、そこに子どものいる家庭に負担が重くならないようにという配慮をするということは、子どもがいない家庭の加入者の方にもご理解いただけると思うのです。またそういうように社会全体がなっていないといけないというようにも思いますから、ぜひそれは積極的に機会を捉えて提言していただきたいというようにお願いしておきたいと思えます。

最後にお答えいただいたデータのことなのですが、岬町から独自にどこかへ送るとことは行っていないということでありました。そうであるならば、岬町から送らないけど、取りまとめている府なんかから送っているとか、そういうことはお聞きになっていませんね。いなかったらそれでいいのです。いないようで

すから結構です。何かちらっと研究なさっているいわゆる大学の教授とか、研究機関といわれるようなところに送って分析を依頼しているという面もあるのでしょうし、それ以外の何らかのもしかしたら思惑があるのかもしれませんが、そういうことを聞いたことはあるものですからお聞きしたのですけど。どこにもそういうことは送っていないと、岬町からも当然そうだし、大阪府からも送っていないということによろしいですね。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 先ほどのこの話ですけども、データそのものは大学のほうの分析には使用はされているというのは聞いたことがございますが、それ以外で何かほかの目的でデータを提供しているというようには聞いてはおりません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 参考までに、その大学に送っているということでしたので、研究者などについてまた調べて教えていただけたら参考までに。それは今でなくて構いません。わかったらでいいです。お願いしておきたいと思います。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、反対ですか、賛成ですか。

中原副委員長 反対です。

松尾委員長 どうぞ。

中原副委員長 先ほどの松本課長の答弁を聞きますと、反対とてもしにくいのですけども。本当にこれは岬町だけではなくて恐らくどの自治体もこの分野にかかわっておられる職員の皆さんは本当に苦勞もなさっておられるし、また高い保険料負担を加入者に求めなければならないという、それでとてもつらい思いをされているのではないかと。心ある方にとってはとてもつらい仕事だというように思いますので、反対するのは忍びないのですけれども。また、6年間の激変緩和の期間についてはできるだけ負担を増やさない、増えてもまたその負担を抑えられるようにということで、町独自に保険料を決定するという努力も適切になさっているというよ

うにお聞きしましたので、それを聞いたときに賛成しようかと思ったのですが、やはりこれは負担が重過ぎる。とれも耐えられない保険料を何とかできないかというように思っておりますので、保険料がまたさらに上がるという見通しの中では賛成するわけにはいかないと。心苦しいのですがそのような判断をさせていただきます。

松尾委員長 賛成の方の討論に参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第6号は本委員会において可決されました。

議案第7号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書235ページから255ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 これは来年度からまた新たな今度は7期目だったかしら、2年ごとに後期高齢者医療の保険料については見直しをされていっておりますけれど、それで何とかここ最近は何え置きを頑張ってきたというようにも思っていたのですが、来年度はそれはちょっと難しいのではないかと考えているのですが、来年度、再来年度2カ年の保険料がどのように決定されたか。平たくいうと値上がりするかどうかです。お尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、保険料の低所得者軽減の特例措置の問題です。この影響も非常に大きいのではないかと考えているのですが、3年間かけて徐々に軽減措置を縮減していくということで、これまでもいろいろその影響、人数等についてもお聞きしてきたところなのですが、来年度についても8割軽減、

8. 5割軽減が7割軽減、または7.75割軽減というようにされるとい
ことで、変わらないというか残念ながら変わらないということによろしいのでし
ょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 まず、第7期の保険料でございますが、おっしゃるとおり、
残念ながら今回は上がるというように聞いております。今回もいろいろ医療費
等々広域連合のほうで精査されまして、活用できる公費等々、いろいろ活用され
た結果というように聞き及んでおりますが、今回は前回よりは上がるというよう
に聞いております。

政令軽減の軽減制度のお話ですが、おっしゃるとおり、3カ年をかけて軽減措
置を本則に戻すというように国が方針を固めまして、ここ2年ほどの措置がとら
れてきたところですよ。令和2年度におきましては、8割軽減の部分につきましては
本則の7割。8.5割軽減の方につきましてはもう少し軽減措置されるのですが、
7.75割の軽減を措置されるというような形で改正されますので、本町におきま
しても同様の措置といたしますか、保険料そのものが広域連合のほうで決定
されておりますので、本町でできることというのが余りないというか難しい部分
がありますので、そういう形で保険料を算定されるというように聞いております。

対象になる方なのですが、申し訳ないです、今回対象になると思われる方の
人数が、ちょっと手元に資料がございませんので、お答えできないで申し訳あり
ません。

松尾委員長 そのほかに、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか

(「なし」の声あり)

松尾委員長 中原副委員長、反対ですか。はい、どうぞ。

中原副委員長 はい。

松尾委員長 はい、どうぞ。

中原副委員長 ちょっと値上げされるから反対と言ったらひどいのですが、松本課長お
っしゃったとおり、本当に町としてできることってなかなかないのですね。

また、大阪府の方針で、せっかくあった軽減措置もだんだん縮小されて、来年度、再来年度で軽減措置はもう終わってしまえという考え方ですからね。本当にひどいなあというように思っているのですが、なおかつ、岬町からは後期高齢者の広域連合の組合議会にも議員を出せないという状況もありますから、なかなか住民の皆さんの声を直接反映させる、また決定の機会に参加する、意見を言うということもできないので、初めに申し上げたとおり、岬町としてできることがかなり限定的であるということもありますから、反対しづらいところではあるのですが、これまでは、据え置きだったときはやむを得ず賛成ということもしてきましたけれど、来年度、再来年度については値上げという方向性がはっきりしておりまして、一定額の重い負担が増やされるということになりますから、賛同できないというように考えるものであります。

松尾委員長 ほかにも討論参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第7号は本委員会において可決されました。

議案第10号「令和2年度岬町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書298ページから346ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 何点か教えてほしいところがございます。

328ページでございますが、一般介護予防事業費の報償費、8報償費、地域リハビリテーション活動支援事業報償費と、その下の介護予防教室報償費、どのような事業であったのかまず教えてください。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 一般介護予防事業費の報償費ですね。地域リハビリテーション活動支援事業報償費、こちらが10万円ということですが、こちらにつきましては、地域リハビリテーション活動に支援するために、作業療法士さんをお呼びまして、そちらへの報償費ということで、1回1万円をお支払いする予定にして、10回を予定しております。

続いて、介護予防教室報償費でございますが、こちらにつきましては、30万6,000円ということで、こちらにつきましては、介護予防教室に歯科衛生士さんとか、手芸教室であればその講師の先生とか、そういったかたをお呼びしますので、そちらの報償ですね、報償費をお支払いするというところでございます。

あと、介護予防啓発講演会というのも予定しております、そちらにもお医者さん等の講師の方をお呼びしまして、報償費をお支払いするという形で予定している分でございます。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 まあそれぞれ10万円と30万6,000円を先生に払うという件、了解しました。

続いて、何個か下の委託料のところですが、介護予防普及啓発事業とその下の地域介護予防活動と、この2点なのですが、これもどのような事業なのかわかる範囲で教えてください。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 こちらの委託料ですね、一般介護予防事業費の委託料でございますが、まず、地域介護予防活動支援等事業委託料でございます。こちらにつきましては、各地域、地域で、いろんな介護予防の教室を予定しております、今現在やっているようなところでは、音楽運動教室とかやっているのですが、来年度につきましては、また別の介護予防の体操的な教室も考えておまして、そちらのほうに支払う委託料としまして、298万1,000円を計上しております。

あと、またその中に、介護予防のボランティア養成講座ということで、和歌山大学がしているワダイビクスとか、そういった和歌山大学の先生に委託している事業もございますので、そちらを計上しているところでございます。

続きまして、一般介護予防事業評価委託料でよろしいですかね、そちらのほう

で。

はい、こちらにつきましては、令和2年度中に第8期の介護保険事業計画を策定する予定にしております、その事前調査とニーズ調査という形で、アンケート調査を予定しているところでございます。そちらの委託料として、123万2,000円を計上しているところでございます。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 ワダイビクスがどこで出てくるのかなと、やはりここでした。しっかりと取り組んでいただいている現場も見ておりますのでね、支援していただきたいなと思います。

もう1点です。

その2つ下になります。備品購入費、庁用器具費ということで、前回より予算が上がっているのかなと思われま。何を買ってどういう効果を生もうとしているのか、わかる範囲でご答弁ください。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 一般介護予防事業費の備品購入費で、庁用器具費というところでございますが、こちらは147万1,000円の計上をさせていただいてまして、内訳としましては、介護普及啓発事業ということで、介護予防教室をやった際に、効果を測定するために、血圧を測ったりとか、タイマーとか握力計を使ったりとか、体力測定的なものを予定しております、それらに使う備品として、100万程度予定しております。その他、地域介護予防活動支援事業としまして、こちらワダイビクスに主に使っているものになるのですが、ワダイビクスで使うようなステップ台の購入とか、あとは事務用機器としまして、パソコンの購入を考えているところでございます。

松尾委員長 よろしいですか。

竹原委員 ちょっともう1個あるのですが、どこにあるか探してから、後で聞きます。

松尾委員長 わかりました。そのほかで、質疑ございませんか。

副委員長ありますか。

中原副委員長 はい。

松尾委員長 そうしたら副委員長、どうぞ。

中原副委員長 予算書の307、308ページ、介護保険料についてお尋ねをいたします。

来年度は、3年間ごとに見直される介護保険料の3年目にあたるかなというふうに思っています。それで、今期については、結構介護保険料が高くて、私、文句言ってきたのですが、来年度についても保険料そのものは変えるということはないのだろうというように思っているのですが、保険料について一言、まず初めに申し上げておくのは、見直しにあたっては、次の3年間の計画を来年度考えていかれるでしょうから、できるだけ負担を軽くということは、そんなことを思っていると思うのですがね、担当は。要望しておきたいというように思います。

それで、1点まずお聞きしたいのは、総合事業の問題です。

総合事業については、この予算の中で、幾つか関係あるところが出てくるのですが、いわゆる総合事業を利用なさっている方の数をお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 副委員長のおっしゃっている総合事業の利用者というのは、総合事業全部ではなく、チェックリストのほうでよろしいですか。

はい、わかりました。

チェックリストでの利用者につきましては、3月1日現在で、チェックリストのみで総合事業を利用されている対象者につきましては、4名という形で把握しております。

松尾委員長 竹原委員、どうぞ。

竹原委員 334ページですね。これもまあ備品購入費ということで、公用車を購入されるということになっております。どの車かの入れかえかなと思うのと、その公用車の使われ方というのを、これもわかる範囲で教えていただければと思います。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 334ページの備品購入費、公用車購入費、176万7,000円というところですが、こちらにつきましては、現在、使用している車の入れかえではあるのですが、現在使用している車が、20年を過ぎ、老朽化もありまして、買い替えを考えておりまして、車椅子仕様の車の買い替えとなりますので、新たに買う車も車椅子が格納できるような福祉車両ということを検討しております。

主な使用としましては、認知症事業に主に使っていきたいというところで、介護保険全般事業に使っていきたいと考えております。

松尾委員長 車種も聞いていましたか。大丈夫ですか。

そのほかの質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 先ほど、チェックリストにのみ基づく総合事業の利用者については、現在4名ということで、私が心配していたことはもうよくおわかりかと思うのですが、心配には及ばないようなチェックリストの利用されているなあということも改めて感じているところです。

予算書の330ページの上半分のほうです。目1包括的支援事業費の、節8報償費、地域ケア会議推進事業報償費とありまして、金額が来年度は今年度よりも倍以上かなと、予算としてはなっているようですので、これは何か特段の理由があつてのことなのか、お尋ねをしたいというのが1点と、それからその下の節13委託料、地域包括支援センター運営委託料、これについては、今年度の予算で1,950万円だったかなというように思っているのですが、それが来年度は、2,535万円という計画のようで、増額が必要な理由等についてお聞きしたいと思います。

それから332ページの、目5認知症総合支援事業費の節2給料、ここは以前、一般職給1人だったかなというように思っているのですが、来年度予算としては2人を予定しておられるということで、認知症対策は非常に大事な事業ですので、どの事業も大事なのですが、ここを2人というように、それも一般職級を2人というように増やすとするならば、もしかしたら今は既に増えているのかもしれないのですが、増やすということであるならば、一定の事業の拡大だとか、何らかの考え方に基づくものであろうかと思っておりますので、その点についてもこの機会にお尋ねしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 まず、包括的支援事業費の報償費でございます、地域ケア会議推進事業報償費としまして、本年度は41万円の計上ということで、たしか前年度は19万5,000円であったかと思いますが、こちらにつきましては、自立支援型の地域ケア個別会議を本年度から新たに実施しているところでございまして、本

年度につきましては、3回開催させていただいて、対象者の自立支援を促していたのかなというように思っておりますので、来年度につきましては、回数を増やして、年6回程度開かせていただきたいなというところと、あと、会議には、医療関係の専門職の方のアドバイザーという形で、アドバイスを受けるためにお越しいただいているのですが、今年度につきましては、大阪府の支援がございましたので、大阪府から派遣していただいたというところもありまして、費用はそんなにかからなかったのですが、今年度限りでございますので、来年度以降につきましては、アドバイザーの報償費もかかってくるということで、その分を上乗せして計上しているところでございます。

それと、あと、地域包括支援センター運営委託料でございますが、こちらも前年度から金額が増えているというところがございます、前年度が1,950万円、本年度が2,535万円ということで、500万円強、600万円弱ぐらい上がっているというところがございます。こちらにつきましては、岬町におきまして、任期付職員というのがあるのですが、そちらの方の処遇につきまして、来年度より処遇改善ということで、給料をアップと、期末勤勉手当を支給したり、そういった形で処遇改善を図ったというところがございます。

地域包括支援センターにおきましても、社会福祉協議会に委託はしているのですが、社会福祉協議会におきましては、任期付職員を地域包括支援センターの職員として、雇用しているというところで、雇用条件、処遇につきましては、町に準ずるという形で運用しておりますので、その分必要な経費を委託料に載せさせていただいたというところがございます。こちらにつきましては、5年契約でやっております、平成29年からの5年契約でございますので、債務負担行為も組んでおりますので、その分債務負担行為も今回計上させていただいているところでございます。

続きまして、認知症総合施策事業の給料が、2人になったというところがございますが、こちらにつきましては、平成31年4月で人事異動がありまして、その関係で介護保険特別会計で支弁する職員を増やしたというところ、本年度から増えているというところ、今年度の当初予算は1人であったのですが、たしか12月議会の補正予算のほうで、1人増させていただきまして、現行どおりさせていただいているということと、要因としましては、昨年4月の人

事異動に伴うものでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 お尻からいきましょか。

昨年4月の人事異動で、補正予算のことまでも覚えていない、ご提案いただいていたのですね、途中でね。それは失礼いたしました。そのときにもしかして聞いているかもしれないのですが、これはこの事業の重要性を考えて、2人の配置にしたということなののでしょうか、というのと、ちょっと待ってくださいね。ほかについては大体説明を聞いてよくわかりましたが、地域包括支援センターの増額理由については、理解をいたしました。人数、人員体制についても変わりがないというように考えていいのかどうか、念のため確認をさせていただきます。

それから、その上の地域ケア会議なのですが、自立支援につながるものとして活用されているようですので、それは大変結構かなというように思いますから、前からこの地域ケア会議については、私は懸念をお伝えしておりますので、担当課はよくご理解いただいているかなと思いますけれど、よその町なんかではこの地域ケア会議を使って、介護保険の制度からの追い出しとなるようなことになっているところがありますのでね、そうなのですよ、松井部長。そういうような活用のされ方はしていないようですので、安心しました。自立につながるように、今後も活用していただければと思います。お聞きしたいのは2つですね。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 まず、1点目の認知症推進総合事業の人数でございますが、2人になったというところにつきましては、副委員長おっしゃるとおり、重要な事業ですので、こちらについて重点的に事業を進めていくという意味で2人にしております。参考までに2人といいますのは、正職員2人ではなく、1名は任期付職員、1名は正職員という内訳になっております。

それと、地域包括支援センターの人数でございますが、副委員長おっしゃるとおり、人数というのは特に変わっていないのですけども、法定の三職種が3名と、ケアマネジメント事業をしていますので、そちらのほうのケアマネジャーのほうも3名という形で今現在も運営しております。

松尾委員長 中原副委員長、どうですか。質問はないですか。

ほかの委員の皆さん、ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 そしたら、進めてもいいですか。どうでしょう。何かある。

中原副委員長 もうちょっと聞いてもいいですか。

松尾委員長 どうぞ。

中原副委員長 はい。南さんもうすっかり介護保険も障がい福祉もぼっちりだから、もうそんなところであんまり詳しくなってしまうとなかなかそこから別のところに異動させてもらえないから大変だよ。でも頼もしいなと思ってるいろいろ聞かせてもらっていました。

地域包括支援センターの運営について、もう少しお聞かせいただきたいのですが、先ほど運営委託料にかかわって、いろいろお聞きしておりまして、人員体制についてお答えいただきました。それで、ケアマネジメントもなされているということですので、そこで少し私が気になるのが、ケアマネジメントをしないといけないケースが発生してきたときに、直接この、要するに今社会福祉協議会の中で事業していただいているわけですけど、そこで直接ケアマネジメントを、ここにいるケアマネさんが3人いるということやったけど、その方々が直接受けてしている件数と、それから外部に委託する件数とあると思うのですよ。その数なんかはつかんでいます。少し細かいことまで聞き過ぎですか。わかれば答えてほしいし、わからなかったら調べて後で教えてください。

松尾委員長 今わかりますか。南課長代理。

南福祉課課長代理 本年度につきましてははまだ途中なので、まだつかめていないのですが、平成30年度につきましては、総数としまして、4,312件のケアプランがございまして、そのうち直営といいますか、地域包括支援センターのほうのケアマネジャーのほうでケアプランを立てた件数が2,191件という形になっております。事業所に委託を出した分が、2,121件という形で、おおむね半分程度を出しているという状況でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 その件数については、これいつから委託出したかしら。委託を出したときからこの件数の推移ってわかります。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 委託しましたのが、平成29年度からになりますので、平成29年度

の数字を申し上げます。平成29年度は、総数が4,241件ございまして、直接地域包括支援センターのほうで、直営でケアプランを立てたのが2,316件で、事業所に委託した分が1,925件となっております。

ただ、平成29年度につきましては、ケアマネジャーのほうで4名体制で途中まで実施しておりますので、直営の分が増えているという状況でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今年度は、まだ年度が終わっていませんけれど、このケアプランの担当している割合といいますか、センターで受けている分と、委託の分の割合については、前年度と大体同じぐらいというような感じでしょうか。それとも、どちらかは増えているということがあるのでしょうか。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 地域包括支援センターのケアマネジャーの数が、30年度と本年度は変わりませんので、全体の件数もおおむね変わらないと思いますので、おおむね30年度と同程度かなと思っております。

中原副委員長 わかりました。ありがとうございます。

松尾委員長 よろしいですか。はい。

それでは質疑がないようなので、次に進みたいと思います。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか

松尾委員長 中原副委員長、反対ですか、賛成ですか。

中原副委員長 いろいろ聞いたけど、反対なのです。

松尾委員長 反対ですか。はい、それではどうぞ。

中原副委員長 いろいろお聞かせをいただいて、実際の運用としては、非常に利用者の立場に立った運用をなさっているというように、感じているところがございます。この介護保険制度は、もう始まって随分たちますが、保険料はどんどん上がっていくし、サービスは使えないし、という状況が広がっておりまして、なおかつ、ここ最近の流れとしては、国からそんなに社会保障にお金を出したくないのかなと思うような締めつけが地方に対しても行われているのです。それで、そんな中にありながらも、頑張っって岬町ならではの介護保険事業の運用をなされているなというように感心するところが多々あります。けれども、保険料が高いので反対

をいたします。ただ、来年度については、ここに書かれている保険料については、この後に出てきますけれど、一定の軽減も反映されているということも承知の上でございますけれども、やはり2年前に引き上げられた保険料の負担が重過ぎるということがありますので、賛同はできないと考えるものであります。

松尾委員長 ほかに討論に参加される方いらっしゃいますか。

竹原委員どうぞ。

竹原委員 この特別会計のところの議論をいろいろ聞かせていただきました。説明において、とても前向きな回答が多かった、利用者の立場に立った施策が見受けられました。特に高齢者のことに関して、やはり地域の力を使って進めていこうという姿勢が感じられましたので賛成とさせていただきます。

松尾委員長 ほかにいらっしゃいませんか。

これで討論は終わります。

続いて採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第10号は本委員会において可決されました。

議案第18号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 いいですか。

松尾委員長 皆さんいかがですか。委員の皆さん。なければ、副委員長にふりますが、よろしいですね。どうぞ。

中原副委員長 はい。災害援護資金の貸し付けを受けている方は岬町内に今はおられないと思っているのですが、おられたりするのでしょうかということと、それから今回のこの一部改定なのですが、市町村によっては合議制の機関というのを

設けるところもあるようでございまして、岬町においては、そういったことは発生することが考えにくいということによるものなのか、設置をするということは今回見送っているようですけれど、そのあたりのお考えがあればお聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 まず、岬町で災害援護資金の貸し付けを実際受けておられる方がいらっしゃるかどうかということですが、今現在、貸し付けを受けておられる方はいらっしゃいません。

2点目の合議制の機関の設置が今回岬町の条例にはないというところですが、こちらにつきましては、審議会の設置は努力義務であるということと、国のほうで審議会の委員の構成の例示としまして、医師とか弁護士、大学教授などのかなり高度な専門家を複数配置するようなことをどうやら想定しておりまして、大規模な災害が発生した場合に、国の想定するような、かなり高度な専門家を委員として委嘱することがやはりちょっと現実的には困難ではないかなというところと、こちらにつきましては、災害弔慰金の支給に疑義が生じた場合、審議会のほうで諮るという形になっていますので、実際、万が一、災害弔慰金の支給に疑義が生じた場合につきましては、大阪府の意見とか、先進事例などを参考に町独自で判断していきたいと考えております。

中原副委員長 わかりました。

松尾委員長 よろしいですか。ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第18号は本委員会において可決されました。

議案第19号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第19号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件8件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時49分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年3月11日

岬町議会

委 員 長 松 尾 匡